

## 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力発第14301号

平成27年 4月 1日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 高松市丸の内2番5号

氏名 四国電力株式会社

取締役社長 千葉 昭

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町 コチワキ3番耕地40の3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和47年11月29日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成27年 3月30日
協議した都道府県知事及び市町村長	愛媛県知事 中村時広 伊方町長 山下和彦 山口県知事 村岡嗣政
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 伊方ビジターズハウスでの閲覧 インターネットでの公開

伊 方 発 電 所

原子力事業者防災業務計画

平成27年 3月

四国電力株式会社

## 修 正 来 歴

回	年 月 日	修 正 内 容	備 考
0	平成 12 年 6 月 16 日	新規制定	
1	平成 13 年 6 月 15 日	中央省庁再編および愛媛県原子力防災計画修正（平成12年10月）に伴う修正	
2	平成 14 年 7 月 24 日	当社（本店）組織整備に伴う修正	
3	平成 15 年 6 月 9 日	「防災基本計画」（平成14年4月）の修正および指定行政機関、指定地方行政機関、四国経済産業局の組織整備に伴う修正	
4	平成 16 年 7 月 9 日	「原子炉施設等の防災対策について」の改訂（平成14年4月、11月）、愛媛県原子力防災計画の修正（平成16年3月）および指定地方行政機関、当社（伊方発電所）組織整備に伴う修正	
5	平成 17 年 7 月 4 日	周辺市町村の合併、官公庁の組織変更、設備の位置変更等、および通報連絡に係る様式の追加に伴う修正	
6	平成 18 年 7 月 6 日	官公庁の組織変更、原子力防災資機材以外の資機材の変更に伴う修正	
7	平成 19 年 7 月 6 日	官公庁、愛媛県、伊方町の組織変更、八幡浜市への通報手順の変更に伴う修正および関係機関への情報連絡様式の修正	
8	平成 20 年 7 月 16 日	官公庁の組織変更及び当社組織整備（愛媛原子力総合対策室の設置）に伴う修正	
9	平成 21 年 8 月 5 日	原子力防災組織の業務分掌見直し、原子力保安検査官（原子力防災専門官）について通報連絡先の記載の適正化、原子力防災資機材の変更、当社組織（本店連絡総本部）の記載の適正化に伴う修正	
10	平成 22 年 8 月 10 日	副原子力防災管理者の選任の見直し、緊急時対策支援システムの運用変更に伴う見直し、雑固体処理建屋の設置に伴う見直し、および記載の適正化に伴う修正	
11	平成 23 年 12 月 1 日	愛媛県、八幡浜市、当社の組織変更および指定行政機関への消費者庁の追加に伴う修正	
12	平成 25 年 3 月 6 日	原子力災害対策特別措置法の改正に伴う修正、および当社防災体制見直しに伴う修正	
13	平成 25 年 4 月 4 日	当社からの通報連絡先等に山口県（関係周辺都道府県）を追加したことに伴う修正	

## 修 正 来 歴

回	年 月 日	修 正 内 容	備 考
1 4	平成 25 年 9 月 30 日	愛媛県地域防災計画改正に伴う修正および記載の適正化に伴う修正	
1 5	平成 25 年 11 月 29 日	原子力災害対策特別措置法省令および規制庁規則の改正に伴う修正	
1 6	平成 27 年 3 月 30 日	副原子力防災管理者の見直しに伴う修正、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う修正、防災体制見直しに伴う修正、放射線量・放射性物質放出に係る E A L 解釈の追加、原子力災害時における原子力事業者間協力協定改正に伴う修正、原子力規制委員会組織規則改正に伴う修正および記載の適正化	

## 目 次

第1章 総 則 .....	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的 .....	1
第2節 定義 .....	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 .....	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用 .....	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正 .....	5
第2章 原子力災害予防対策の実施 .....	6
第1節 防災体制 .....	6
1. 非常体制の区分 .....	6
2. 原子力防災組織 .....	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 .....	9
第2節 原子力災害対策組織の運営 .....	11
1. 通報の実施 .....	11
2. 非常体制の発令および解除 .....	12
3. 原子力防災要員等の非常招集 .....	14
4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止 .....	15
5. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止 .....	16
6. 権限の行使 .....	16
7. 災害対策本部および災害対策総本部設置後の情報連絡経路 .....	17
第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 .....	18
1. 放射線測定設備の設置および検査等 .....	18
2. 原子力防災資機材の整備 .....	19
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備 .....	19
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 .....	20
1. オフサイトセンターに備え付ける資料 .....	20
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 .....	20
3. 発電所、本店および松山原子力本部等に備え付ける資料 .....	20
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検 .....	21
1. 緊急時対策所 .....	21
2. 原子力事業所災害対策支援拠点 .....	21
3. 本店非常災害対策室 .....	21
4. 松山原子力本部非常災害対策室 .....	22
5. 屋内退避場所および屋外退避場所 .....	22
6. 応急処置施設 .....	23
7. 気象観測設備 .....	23
8. 運転指令装置および所内放送装置 .....	23

第6節 防災教育の実施	2 4
1. 発電所の原子力防災要員および災害対策要員に対する教育	2 4
2. その他の災害対策要員に対する教育	2 4
第7節 訓練の実施	2 5
1. 社内における訓練	2 5
2. 国または地方公共団体が主催する訓練	2 5
第8節 関係機関との連携	2 6
1. 国との連携	2 6
2. 地方公共団体との連携	2 6
3. 地元防災関係機関等との連携	2 6
4. 原子力緊急事態支援組織の整備	2 7
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	2 7
 第3章 非常体制発令時の措置の実施	2 8
第1節 通報および連絡	2 8
1. 通報および連絡の実施	2 8
2. 非常体制発令時の対応	2 8
3. 情報の収集と提供	2 9
4. 通話制限	3 1
第2節 応急措置の実施	3 2
1. 警告および避難誘導	3 2
2. 放射能影響範囲の推定	3 2
3. 緊急被ばく医療	3 3
4. 消火活動	3 3
5. 汚染拡大の防止	3 4
6. 線量評価	3 4
7. 広報活動	3 4
8. 応急復旧	3 5
9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置	3 5
10. 資機材の調達および輸送	3 6
11. 応急措置の実施報告	3 6
12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	3 6
13. 原子力防災要員等の派遣	3 7
14. 他の原子力事業者の協力の要請等	3 8
15. 原子力緊急事態支援組織の協力の要請等	3 8
16. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣	3 8
第3節 緊急事態応急対策	3 9
1. 第2種非常体制の発令	3 9
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡方法	3 9
3. 応急措置の継続実施	4 0
4. 事業所外運搬事故における対策	4 0

第4章 原子力災害事後対策 .....	4 1
第1節 発電所内の対策 .....	4 1
1. 復旧対策 .....	4 1
2. 被災者の相談窓口の設置 .....	4 1
3. 原因究明と再発防止対策の実施 .....	4 1
4. メンタルヘルス対策の実施 .....	4 2
第2節 原子力防災要員の派遣等 .....	4 2
1. 広報活動に関する事項 .....	4 2
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項 .....	4 2
第5章 その他 .....	4 3
第1節 他の原子力事業者への協力 .....	4 3

## 第1章 総則

### 第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下、「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下、「原災法」という。）第7条第1項の規定ならびに原子力災害対策指針等に基づき、伊方発電所（以下、「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

## 第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

### 2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下、「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

### 3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制および資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

### 4. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

### 5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

## 6. 原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策および原子力災害事後対策をいう。

## 7. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関および同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、災害対策基本法第2条第3号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。

## 8. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支部分局（国家行政組織法第9条の地方支部分局をいう。）その他の国の地方行政機関で、災害対策基本法第2条第4号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。

## 9. 原子力災害対策活動

原子力災害の発生または拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

## 10. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力災害対策活動を行う要員（ただし、原災法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出る要員に限る。）をいう。

原子力防災要員は、別表1-1に定める業務を行う。

### 11. 災害対策要員

発電所においては、原子力防災要員の補佐・交代を行う要員をいい、その他の組織においては、各組織における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する要員をいう。

### 12. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

### 13. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

#### 1 4 . 原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下、「防災業務計画命令」という。）第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

#### 1 5 . 緊急時対策所

防災業務計画命令第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

#### 1 6 . 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画命令第2条第2項2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

#### 1 7 . 本店非常災害対策室および松山原子力本部非常災害対策室

防災業務計画命令第2条第2項3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

#### 1 8 . 安全パラメータ伝送システム（以下、「S P D S」という。）

防災業務計画命令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

#### 1 9 . 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁および緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）を接続する情報通信ネットワークをいう。

#### 2 0 . 緊急時活動レベル（Emergency Action Level 以下、「E A L」という。）

原子力施設の状況に応じて「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

### 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下、「原子炉等規制法」という。）等に基づき、その設計、建設および運転の各段階および事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理および燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に基づき、活動を行う。

また、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画および山口県地域防災計画では、発電所の敷地境界付近の放射線量が、原災法第10条第1項に定められた通報基準より低いレベルから災害対策本部の設置の準備を始めることとしていることから、これに対応するための措置を盛り込むこととする。

これらを踏まえて、この計画では、次に掲げる各段階における諸施策について定める。

#### 1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育および訓練の実施等

#### 2. 非常体制発令時の措置の実施

警戒事象の発生もしくは、発電所敷地境界の放射線量が、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画および山口県地域防災計画に定められた災害対策本部設置の準備基準に至ったときから、または原災法第10条第1項に基づく通報基準に至ったときから、原子力緊急事態解除宣言されるまでの間に実施する通報、非常体制の確立、放射線測定等の措置、緊急事態応急対策の実施および関係機関への原子力防災要員の派遣等

#### 3. 原子力災害事後対策の実施

原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員の派遣等

#### 第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者ならびに発電所の原子力防災要員および災害対策要員、本店、松山原子力本部および東京支社の災害対策要員は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策について理解しておくとともに、この計画に従い円滑かつ適切に遂行する。

#### 第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおり行う。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画および山口県地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受け、社長にその旨を具申する。
2. 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ愛媛県知事、伊方町長および山口県知事と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、修正しようとする日を明らかにして、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事にこの計画の案を提出して行う。
3. 社長は、この計画を修正した場合、すみやかに様式1に定める届出書に必要事項を記入し、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、この計画の作成または修正に関する事項について報告できるよう、作成および修正の履歴を保存しておく。

## 第2章 原子力災害予防対策の実施

### 第1節 防災体制

#### 1. 非常体制の区分

原子力災害が発生するおそれのある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて非常体制を区分する。

表 非常体制の区分

原子力災害の情勢	非常体制の区分
別表2－1の事象が発生したときから、第1種非常体制が発令されるまでの間または事象が収束し非常準備体制を取る必要がなくなったときまでの間	非常準備体制
別表2－2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2種非常体制が発令されるまでの間または事象が収束し第1種非常体制を取る必要がなくなったときまでの間	第1種非常体制
別表2－3の事象が発生したときまたは内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2種非常体制

## 2. 原子力防災組織

### (1) 発電所の原子力防災組織

- a. 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に原子力防災要員および災害対策要員を置く。
- b. 発電所の原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。
- c. 社長は、原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員および災害対策要員のうち、派遣要員を定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
  - (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
  - (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
  - (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- f. 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）は、原子炉施設の保安上必要な場合、原子力防災管理者および副原子力防災管理者等へ助言および指示する。

### (2) 本店および松山原子力本部の原子力防災組織

- a. この計画における松山原子力本部は、原子力本部直轄（松山）、原子力保安研修所および松山支店をいう。
- b. 社長は、本店に別図2-2に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に災害対策要員を置く。

- c. 原子力本部長は、松山原子力本部に別図2－3に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に災害対策要員を置く。
- d. 本店および松山原子力本部の原子力防災組織は、別図2－2および別図2－3に定める業務分掌に基づき原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の整備、点検、調達および輸送など発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する。
- e. 社長は、第2種非常体制を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、全社大で緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に取り組む。

### （3）東京支社の原子力防災組織

- a. 東京支社長は、東京支社に別図2－4に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に災害対策要員を置く。
- b. 東京支社の原子力防災組織は、別図2－4に定める業務分掌に基づき、東京支社における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整および広報活動など、発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する。

### 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

#### (1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに次に掲げる職務を行う。

なお、原子力防災管理者は、旅行または疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。

- a. 別表2-1に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、直ちに別図2-5に示す箇所へ通報する。
- b. 別表2-1に該当する事象が発生した場合、直ちに発電所の原子力防災要員および災害対策要員を招集し、速やかに状況の把握に努める。
- c. 別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、直ちに別図2-6に示す箇所へ通報する。
- d. 別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに発電所の原子力防災要員および災害対策要員に、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- e. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備（以下、「モニタリングポスト」という。）を設置および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材または機材を備え付け、隨時、保守点検する。
- f. 発電所の原子力防災要員および災害対策要員に、原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

#### (2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は発電所所長代理（技術系）、安全管理部長、保修部長、品質保証部長および発電部長とし、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在のときは、発電所所長代理（技術系）、安全管理部長、保修部長、品質保証部長、発電部長の順位により、その職務を代行する。ただし、原子炉主任技術者と兼務とならないよう調整する。

(3) 社長は、原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

なお、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の選任状況について報告を求められたときはこれを行う。

## 第2節 原子力災害対策組織の運営

### 1. 通報の実施

#### (1) 非常準備体制の発令基準に至った場合の通報

原子力防災管理者は、別表2－1に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2－5に定める通報連絡経路を使用して通報する。

また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、非常準備体制発令の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。

#### (2) 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2－2または別表2－3に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2－6に定める通報連絡経路を使用して通報する。

また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原災法第10条第1項等の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。

#### (3) 通報等の運用

事象確認においては、伊方発電所の特性や地域状況を踏まえて、EAL事象判断の解釈をまとめた別表2－11を参照する。

緊急事態区分に該当する事象となる「警戒事象」、「施設敷地緊急事象」、「全面緊急事象」がそれぞれ別表2－1、別表2－2、別表2－3と対応し、EALNoで別表2－11と連携している。

なお、防災上の安全上重要な構築物、系統または機器（以下、「安全機器等」という。）および安全機器等を設置する区域（以下、「重要区域」という。）の一覧を別表2－12のとおり設定する。

また、発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「全面緊急事象」、「施設敷地緊急事象」、「警戒事象」の順に通報を行う。

なお、可能な限り発生事象の通報を網羅的に行うが、発生事象について通報等を行った後、同レベルの緊急事態区分に該当する事象、または、下位レベルの緊急事態区分に該当する事象を認識した場合は、その段階において直ちに通報を行う。

## 2. 非常体制の発令および解除

### (1) 非常体制の発令

#### a. 発電所

原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、その情勢に応じて直ちに非常準備体制、第1種非常体制または第2種非常体制（以下、合わせて「非常体制」という。）を発令する。

原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部長に報告する。

#### b. 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告する。

この場合、社長は、本店における非常体制を発令する。この際、発電所において発令された非常体制の区分を本店においても適用する。

本店において非常体制が発令された場合、社長は、東京支社長に非常体制の発令を指示する。この際、発電所において発令した非常体制の区分を東京支社においても適用する。

#### c. 松山原子力本部

原子力本部長は、原子力部長より発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を発令する。

この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。

#### d. 東京支社

東京支社長は、社長より非常体制の発令を指示された場合、東京支社における非常体制を発令する。

### (2) 非常体制の区分の変更

#### a. 発電所

原子力防災管理者は、非常体制の区分を変更したときは、原子力部長にその旨を報告する。

#### b. 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の区分の変更の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。

この場合、社長は、本店における非常体制の区分を変更するとともに、東京支社長に非常体制の区分の変更を指示する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、原子力部長より発電所における非常体制の区分の変更の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制の区分を変更する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長より非常体制の区分の変更を指示された場合、東京支社における非常体制の区分を変更する。

(3) 非常体制の解除

a. 発電所

原子力防災管理者は次に掲げるいずれかの状態となった場合、社長、原子力本部長および関係機関と協議し非常体制を解除する。

(a) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合

(b) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合

(c) 原災法第10条第1項に基づく通報基準に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合

原子力防災管理者は、発電所の非常体制を解除した場合、原子力部長に報告する。

b. 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の解除の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。この場合、社長は、本店における非常体制を解除する。

社長は、本店の非常体制を解除した場合、東京支社長に非常体制の解除を指示する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、原子力部長より発電所における非常体制の解除の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を解除する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長より非常体制の解除を指示された場合、東京支社における非常体制を解除する。

3. 原子力防災要員等の非常招集

(1) 非常体制発令時の非常招集

a. 発電所

原子力防災管理者は、非常体制発令時、別図2-7に示す連絡経路により、原子力防災要員および災害対策要員を緊急時対策所に非常招集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

b. 本店

原子力部長は、本店における非常体制発令時、本店の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により本店非常災害対策室に非常招集する。

なお、本店関係各部の部長は、あらかじめ各部の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、松山原子力本部における非常体制発令時、松山原子力本部の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により松山原子力本部非常災害対策室に非常招集する。

なお、原子力本部長は、あらかじめ松山原子力本部の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

d. 東京支社

東京支社長は、東京支社における非常体制発令時、東京支社の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により東京支社に非常招集する。

なお、東京支社長は、あらかじめ東京支社の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

#### 4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止

各災害対策本部の組織全体図を別図 2-9 に示す。

##### (1) 災害対策本部および災害対策総本部の設置

###### a. 発電所

(a) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に別図 2-10 に示す災害対策本部を設置する。

(b) 発電所の災害対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員および災害対策要員で構成する。

(c) 発電所の災害対策本部長は、原子力防災管理者とする。

###### b. 本店

(a) 社長は、本店に非常体制を発令した場合、速やかに本店非常災害対策室に別図 2-11 に示す災害対策本部（高松）を設置する。

(b) 災害対策本部（高松）は、本店の災害対策要員で構成する。

(c) 災害対策本部（高松）の本部長は、社長とし、災害対策総本部長と兼務とする。ただし、第1種非常体制または第2種非常体制発令時は、社長は松山原子力本部非常災害対策室へ移動し、災害対策総本部長として指揮するため、災害対策本部（高松）の本部長は、副社長とする。

###### c. 松山原子力本部

(a) 原子力本部長は、松山原子力本部に非常体制を発令した場合、速やかに松山原子力本部非常災害対策室に別図 2-12 に示す災害対策本部（松山）を設置する。

(b) 災害対策本部（松山）は、松山原子力本部の災害対策要員で構成する。

(c) 災害対策本部（松山）の本部長は、原子力本部長とする。

###### d. 東京支社

(a) 東京支社長は、東京支社に非常体制を発令した場合、速やかに別図2-13に示す災害対策本部を設置する。

(b) 東京支社の災害対策本部は、東京支社の災害対策要員で構成する。

(c) 東京支社の災害対策本部長は、東京支社長とする。

e. 災害対策総本部

(a) 災害対策総本部は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）から構成され、災害対策総本部の本部長は社長とする。

(b) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。

(c) 社長は、第1種非常体制または第2種非常体制を発令した場合は、松山原子力本部非常災害対策室に移動し、指揮を執る。

(2) 災害対策本部および災害対策総本部の廃止

a. 発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長、災害対策本部（松山）の本部長および東京支社の災害対策本部長は、非常体制を解除した場合、それぞれの災害対策本部を廃止する。

b. 社長は、災害対策本部（高松）または災害対策本部（松山）の廃止をもって、災害対策総本部を廃止する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止

(1) 災害対策本部（高松）の本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。

(2) 災害対策本部（高松）の本部長は、非常体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

6. 権限の行使

(1) 非常体制発令時の活動

a. 発電所

(a) 非常体制が発令された場合、発電所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、発電所の災害対策本部のもとで行う。

(b) 原子力防災管理者は、非常体制が発令された場合、発電所の災害対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。

ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとる。

b. 本店

非常体制が発令された場合、本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部（高松）のもとで行う。

c. 松山原子力本部

非常体制が発令された場合、松山原子力本部の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部（松山）のもとで行う。

d. 東京支社

非常体制が発令された場合、東京支社の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、東京支社の災害対策本部のもとで行う。

## 7. 災害対策本部および災害対策総本部設置後の情報連絡経路

(1) 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社外関係機関への情報連絡経路は、別図2-14または別図2-15に示すとおりとする。

(2) 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の体制および情報連絡経路は、別図2-16に示すとおりとする。

### 第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

#### 1. 放射線測定設備の設置および検査等

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく発電所の敷地境界付近の放射線測定設備（以下、「モニタリングポスト」という。）を、別図2-17に定めるとおり設置し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示および記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期に較正等の点検を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講じる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を、社長より原子力規制委員会に提出する。
  - a. 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
  - b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称および所在地
  - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数およびその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量は、記録計または電子媒体により記録し1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、テレメータ等により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、モニタリングポストの状況またはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録もしくは公表に関する事項について報告を求められたときは

これを行う。

## 2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定された原子力防災資機材を別表2－4に示すとおり配備するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。  
また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

## 3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

- (1) 原子力部長は、前項に定める原子力防災資機材以外の資機材のうち、原子力事業所災害対策支援に必要な主な資機材について、別表2－5に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。  
なお、原子力部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。
- (2) 原子力防災管理者は、(1)を除く原子力防災資機材以外の資機材について別表2－5（このうち緊急時対応に必要な主な資機材の配置を別図2－18）に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。  
なお、原子力防災管理者は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。

## 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

### 1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、別表2－6に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。これらの資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料については、内容の変更があった場合も同様とする。また、その他の資料についても、定期的に見直しを行う。

### 2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力部長は、別表2－6に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

### 3. 発電所、本店および松山原子力本部等に備え付ける資料

#### （1）発電所

原子力防災管理者は別表2－6に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

#### （2）本店

原子力部長は別表2－6に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

#### （3）松山原子力本部

原子力本部長は別表2－6に定める資料を、松山原子力本部に備え付ける。また、原子力本部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

#### （4）原子力事業所災害対策支援拠点

原子力部長は別表2－6に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点用として発電所構外の保管場所（原子力保安研修所）に備え付ける。また原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

## 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検

### 1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-7に示す緊急時対策所を設置する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。  
原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
  - a. 非常用通信機器
  - b. テレビ会議システム
  - c. SPDS

### 2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-7に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

### 3. 本店非常災害対策室

- (1) 原子力部長は、別表2-7に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。

- (2) 原子力部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。
- (3) 原子力部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。  
原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
- a . 非常用通信機器
  - b . テレビ会議システム

#### 4. 松山原子力本部非常災害対策室

- (1) 原子力本部長は、別表2-7に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。
- (3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。  
原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
- a . 非常用通信機器
  - b . テレビ会議システム

#### 5. 屋内退避場所および屋外退避場所

原子力防災管理者は、別図2-20に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。

また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。

## 6. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図2－19に示す応急処置室を整備する。

## 7. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2－19に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

## 8. 運転指令装置および所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置および所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、運転指令装置または所内放送装置に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

## 第6節 防災教育の実施

### 1. 発電所の原子力防災要員および災害対策要員に対する教育

原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員および災害対策要員に対し、原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

(1) 原子力防災組織および活動に関する知識

(2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識

(3) 放射線防護に関する知識

(4) 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

また、原子力防災管理者は、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、発電所出入りする業者等も含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行う。

### 2. その他の災害対策要員に対する教育

原子力部長は、本店、松山原子力本部および東京支社の災害対策要員に対し、活動内容に応じて原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

(1) 原子力防災組織および活動に関する知識

## 第7節 訓練の実施

### 1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者、原子力部長、原子力本部長および東京支社長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について別表2-8に示すとおり訓練を実施し評価する。

なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

a. 防災訓練

b. AM訓練

c. 緊急時対応訓練

d. 緊急事態支援組織対応訓練

e. 通報訓練

f. 緊急被ばく医療訓練

g. モニタリング訓練

h. 避難誘導訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 社長は、訓練の評価結果を、原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。

### 2. 国または地方公共団体が主催する訓練

発電所の原子力防災要員および災害対策要員ならびに本店、松山原子力本部および東京支社の災害対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

## 第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、原子力事業所災害対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり連携を図る。

### 1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会およびその他関係省庁）および原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第32条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正および原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。

### 2. 地方公共団体との連携

- (1) 愛媛県知事、伊方町長および山口県知事とは、平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。
- (4) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第32条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。

### 3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

#### 4. 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-9に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。
- a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等
  - b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保守要領、点検記録の保管
  - c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保管方法、保管場所
- (2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員および災害対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

#### 第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行う。

- 1. 放射性物質および放射線の特性
- 2. 原子力事業所の概要
- 3. 原子力災害とその特殊性

## 第3章 非常体制発令時の措置の実施

### 第1節 通報および連絡

#### 1. 通報および連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象が発生した場合、15分以内を目途として、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-5に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。  
なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式7に掲げる事項をなるべく早く到達する手段を用いて連絡する。
- (2) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式9に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。  
なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式9に掲げる事項をなるべく早く到達する手段を用いて連絡する。
- (3) 別表2-2または別表2-3に定める事象のうち、事業所外運搬に係る事象の発生について、原子力防災管理者は、通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式10に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。  
なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式10に掲げる事項をなるべく早く到達する手段を用いて連絡する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を報道機関へ発表する。

#### 2. 非常体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに非常体制を発令するとともに、発電所の原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。

- (2) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部長に報告する。
- (3) 原子力部長は、原子力防災管理者より発電所の非常体制の発令の連絡を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。
- (4) 社長は、原子力部長から発電所の非常体制発令の報告を受けたときは、本店に非常体制を発令するとともに、東京支社長に非常体制の発令を指示する。
- (5) 社長は、本店に災害対策本部（高松）を設置する。  
災害対策本部（高松）は、本店の災害対策要員で構成され、非常体制発令時に原子力部長が非常招集する。
- (6) 原子力本部長は、原子力部長から発電所の非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に非常体制を発令するとともに、松山原子力本部の災害対策要員を非常招集し、災害対策本部（松山）を設置する。
- (7) 東京支社長は、社長から非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。
- (8) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。
- (9) 原子力防災管理者は、発電所の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。
- (10) 社長は、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策総本部の本部長となり活動を開始する。ただし、第1種非常体制または第2種非常体制発令時は、社長は松山原子力本部非常災害対策室へ移動し、災害対策総本部長として活動する。その際の災害対策本部（高松）の本部長は、副社長が対応し活動を開始する。
- (11) 原子力本部長は、災害対策本部（松山）の本部長となり活動を開始する。
- (12) 東京支社長は、東京支社の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。
- (13) 各災害対策本部および災害対策総本部の本部長は、別図2-16に定める情報連絡経路に従い連絡する。

### 3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲

げる事項の実施、または事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所の災害対策本部長に報告する。

- a . 事故の発生時刻および場所
- b . 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- c . 被ばくおよび傷害等人身災害にかかる状況
- d . 発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果
- e . 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
- f . 気象状況
- g . 収束の見通し
- h . 別表2-10に示すSPDSデータが統合原子力防災ネットワークに伝送されていることの確認
- i . テレビ会議システムの起動
- j . その他必要と認める事項

(2) 発電所の災害対策本部の各班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を、様式8、様式11または様式12に記載し、別図2-14または別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信し、記録として保存する。

(3) 災害対策本部(高松)の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部(高松)の本部長に報告する。

- a . テレビ会議システムの起動
- b . その他必要と認める事項

(4) 災害対策本部(松山)の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部(松山)の本部長に報告する。

a . テレビ会議システムの起動

b . その他必要と認める事項

#### 4 . 通話制限

発電所の災害対策本部総務班長、災害対策本部（高松）総務班長および災害対策本部（松山）総務班長は、原子力災害対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

## 第2節 応急措置の実施

### 1. 警告および避難誘導

#### (1) 退避場所等の指定

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る非常体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下、「発電所避難者」という。）に対する退避場所および避難経路等の必要な事項を指定する。また、各退避場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下、「避難誘導員」という。）を配置する。

#### (2) 避難の周知

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送・運転指令装置等により指定する退避場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送もしくは、避難誘導員による誘導案内等を行い、退避場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

#### (3) 発電所敷地外への避難

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。

また、この際、災害対策本部総務班長は、情報連絡班長および報道班長を経由してその旨を直ちに愛媛県知事、伊方町長、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。

なお、発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

#### (4) 車両の使用の禁止

発電所の災害対策本部総務班長は、非常体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

### 2. 放射能影響範囲の推定

発電所の災害対策本部技術支援班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

### 3. 緊急被ばく医療

#### (1) 救助活動

発電所の災害対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下、「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

#### (2) 医療活動

発電所の災害対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して応急処置ならびに汚染の状況を確認するとともに、場合によっては発電所内の応急処置施設を使用するなど、除染を含むできる限りの汚染拡大防止措置を講じた後、医療機関に搬送する。

#### (3) 二次災害防止に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、救急・救助隊員および医療関係者の被ばく防止のため、救出・搬送および治療の依頼を行う時、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報について連絡する。

また、依頼後の情報について順次、消防機関および医療機関に連絡するとともに、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

#### (4) 医療機関への搬送に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、放射性物質により汚染した負傷者ならびに放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際には、放射性物質や放射線に関する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。ただし、当該者がやむを得ず患者に同行できない場合は、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

### 4. 消火活動

#### (1) 初期消火

発電所の災害対策本部総務班長は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、各班長および関係者と協力して安全を確保しつつ、迅速に初期消火を行う。

#### (2) 二次災害防止に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、消防隊員の被ばく防止のため、消火の依頼を行う時、事故の概要および放射性物質の漏えいの有無等の情報について消防機関に連絡する。

また、依頼後の情報について順次、消防機関に連絡する。

### （3）消火活動

発電所の災害対策本部総務班長は、消防隊到着後、消防隊員の安全確保および消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

## 5. 汚染拡大の防止

（1）発電所の災害対策本部技術支援班長および総務班長は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示とともに、必要に応じて運転指令装置または所内放送装置等により、発電所構内にいる者に周知する。

（2）発電所の災害対策本部技術支援班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

## 6. 線量評価

発電所の災害対策本部技術支援班長は、避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

## 7. 広報活動

（1）発電所の災害対策本部報道班長、災害対策本部（高松）報道班長、災害対策本部（松山）報道班長および東京支社の災害対策本部報道班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、報道機関へ発表する。

（2）発電所の災害対策本部報道班長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、報道班員を派遣し、オフサイトセンターにおいて報道機関へ発表する。

## 8. 応急復旧

### (1) 施設および設備の監視ならびに点検

発電所の災害対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。

### (2) 応急の復旧対策

発電所の災害対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために、優先順位を考慮して実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定し、災害対策本部各班長は、この計画に基づき復旧対策を実施する。

- a. 施設や設備の整備および点検
- b. 故障した設備等の応急の復旧
- c. その他応急の復旧対策に必要な事項

### (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所の災害対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

## 9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置

発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため、次に掲げる事項について措置を検討し実施する。

### (1) 発電所の災害対策本部運転班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。

### (2) 発電所の災害対策本部運転班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性ならびに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。

### (3) 発電所の災害対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。

### (4) 発電所の災害対策本部運転班長は、事故発生ユニットについて、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。

(5) 発電所の災害対策本部運転班長は、その他のユニットについて、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作を実施して保安維持を行う。

(6) 発電所の災害対策本部技術支援班長は、格納容器内の放射能量等から、可能な限り外部へ放出される放射能量の推定を行う。

(7) 発電所の災害対策本部技術支援班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

## 10. 資機材の調達および輸送

発電所の災害対策本部総務班長は、原子力防災資機材およびその他資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

また、発電所の災害対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、災害対策本部（高松）調査復旧班長に必要とする資機材の調達および輸送を要請する。

## 11. 応急措置の実施報告

発電所の災害対策本部の各班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、様式8または様式11に定める報告様式にその概要を記入し、災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して別図2-14または別図2-15に定める情報連絡経路に従い、ファクシミリ装置を用いて関係箇所に送信して記録として保存する。

## 12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関および海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

また、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長は、様式12に定める報告様式にその概要を記入し、別図2-14または別図2-15に定める情報連絡経路に従い、ファクシミリ装置を用いて関係箇所に送信し、記録として保存する。

(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(2) 消火、延焼防止の措置

(3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染および漏えい拡大の防止および汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

### 13. 原子力防災要員等の派遣

- (1) オフサイトセンター等への派遣

発電所の災害対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに愛媛県知事、伊方町長およびその他の執行機関の実施する次に掲げる、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4-1に定める原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

#### a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力および調整

#### b. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

- (a) 環境放射線モニタリング
- (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

### （2）E R Cへの派遣

東京支社の災害対策本部長は、国の関係機関から、E R Cの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

### （3）原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

災害対策本部（高松）の本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設の候補の中から適切な拠点を選定し、災害対策要員およびその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材および原子力災害対策活動で使用する資料の輸送を、陸路を原則として実施する。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、別図2－21に示す複数の拠点により必要な広さおよび業務を分散させる。また、放射線管理等の業務については、警戒区域の設定範囲により柔軟に対応することが必要なため、あらかじめ設定することは困難なことから、候補を選定しておく。

#### a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

##### （a）発電所への物資、要員の派遣

##### （b）輸送に付随する放射線管理、入退域管理

### 1 4. 他の原子力事業者の協力の要請等

災害対策本部（高松）の本部長は、別表2－1に該当する事象の発生について通報が行われた場合、他の原子力事業者に情報連携する。

災害対策本部（高松）の本部長は、別表2－2または別表2－3に該当する事象の発生について通報が行われた場合、他の原子力事業者に対し、協力を要請する。

### 1 5. 原子力緊急事態支援組織の協力の要請等

災害対策本部（高松）の本部長は、別表2－2または別表2－3に該当する事象の発生について通報が行われた場合、原子力緊急事態支援組織に情報連携する。

発電所の災害対策本部長は、別表2－2または別表2－3に該当する事象の発生について通報し、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、災害対策本部（高松）の本部長に要請する。これを受け、災害対策本部（高松）の本部長は、原子力緊急事態支援組織の協力を要請する。

### 1 6. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣

災害対策総本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、災害対策本部（松

山）の本部長または副本部長を派遣する。

### 第3節 緊急事態応急対策

#### 1. 第2種非常体制の発令

- (1) 発電所の災害対策本部長は、別表2-3に該当する事象に至った場合、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して、様式1-3に定められた報告様式に必要事項を記入し、直ちに別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信することにより報告する。なお、送信した報告は記録として保存する。
- (2) 発電所の災害対策本部長は、この報告を行ったときあるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種非常体制を発令する。
- (3) 発電所の災害対策本部長は、原子力部長に第2種非常体制を発令した旨を報告し、原子力部長はその旨を災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長に報告する。
- (4) 災害対策本部（高松）の本部長は、発電所の第2種非常体制の発令の報告を受けた場合、本店における第2種非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策本部長に第2種非常体制の発令を指示する。
- (5) 災害対策本部（松山）の本部長は、原子力部長から第2種非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に第2種非常体制を発令する。
- (6) 東京支社の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の本部長から第2種非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に第2種非常体制を発令する。

#### 2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡方法

- (1) 発電所の災害対策本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密にする。発電所の災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項を周知し対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。
- (2) 発電所の災害対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力緊急事態の状況および緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

### 3. 応急措置の継続実施

発電所の災害対策本部長は、第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、非常体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

### 4. 事業所外運搬事故における対策

発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

## 第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

### 第1節 発電所内の対策

#### 1. 復旧対策

（1）発電所の災害対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- a . 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
- b . 原子炉施設の除染の実施
- c . 原子炉施設損傷部の修理および改造の実施
- d . 放射性物質の追加放出の防止
- e . 各復旧対策の実施工程および対応する災害対策本部班 等

（2）発電所の災害対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力災害事後対策の実施の状況について報告を求められたときはこれを行う。

#### 2. 被災者の相談窓口の設置

社長は、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備し、相談窓口等を設置する。

#### 3. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所の災害対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

#### 4. メンタルヘルス対策の実施

発電所の災害対策本部長は、原子力防災要員および災害対策要員に対し、心身の健康維持対策を適切に実施する。

### 第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに愛媛県知事、伊方町長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表5－1に定める原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

#### 1. 広報活動に関する事項

(1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換

(2) 報道機関への情報提供

#### 2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

(1) 環境放射線モニタリング

(2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

(3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定

(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(5) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織から派遣された原子力防災要員の対応

派遣された原子力防災要員および災害対策要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会または派遣先の指示に基づき必要な業務を行う。

## 第5章 その他

### 第1節 他の原子力事業者への協力

1. 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。
2. 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長からの要請に応じ、次に掲げる緊急時モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表6-1に示す原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行う。
  - (1) 緊急時モニタリング
  - (2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
  - (3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
  - (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

# 伊 方 発 電 所

原子力事業者防災業務計画別冊

平成27年 3月

四国電力株式会社

## 図表集

別図 2－1	発電所の原子力防災組織および業務分掌	1
別図 2－2	本店の原子力防災組織および業務分掌	2
別図 2－3	松山原子力本部の原子力防災組織および業務分掌	3
別図 2－4	東京支社の原子力防災組織および業務分掌	4
別図 2－5	非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路	5
別図 2－6	原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路	6
別図 2－7	発電所災害対策本部員の非常招集連絡経路	8
別図 2－8	災害対策本部（高松）本部員・災害対策本部（松山）本部員・東京 支社災害対策本部員の非常招集連絡経路	9
別図 2－9	防災組織全体図	10
別図 2－10	発電所災害対策本部の業務分掌	11
別図 2－11	災害対策本部（高松）の業務分掌	12
別図 2－12	災害対策本部（松山）の業務分掌	13
別図 2－13	東京支社災害対策本部の業務分掌	13
別図 2－14	非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路	14
別図 2－15	第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路	15
別図 2－16	災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内情報連絡経路	17
別図 2－17	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	18
別図 2－18	緊急時対応に必要な主な資機材	19
別図 2－19	発電所内の緊急時対策所および応急処置室等	20
別図 2－20	発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所	21
別図 2－21	原子力事業所災害対策支援拠点の候補 配置図	22

別表 1－1	原子力防災要員の職務と配置	2 3
別表 2－1	非常準備体制の発令基準	2 4
別表 2－2	原災法第10条第1項に基づく通報基準	2 6
別表 2－3	原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準	3 0
別表 2－4	原子力防災資機材	3 3
別表 2－5	原子力防災資機材以外の資機材	3 6
別表 2－6	原子力災害対策活動で使用する資料	3 9
別表 2－7	原子力災害対策活動で使用する施設	4 0
別表 2－8	訓練の種類	4 2
別表 2－9	原子力緊急事態支援組織	4 3
別表 2－10	S P D S データ項目	4 4
別表 2－11	E A L 事象の判断基準解釈	4 7
別表 2－12	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表	1 0 5
別表 4－1	緊急事態応急対策活動における原子力防災要員等の派遣、原子力防 災資機材の貸与	1 0 7
別表 4－2	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	1 0 8
別表 5－1	原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災 資機材の貸与	1 1 0
別表 6－1	他の原子力事業者への原子力防災要員および災害対策要員の派遣、 原子力防災資機材の貸与	1 1 1

別図 2－1

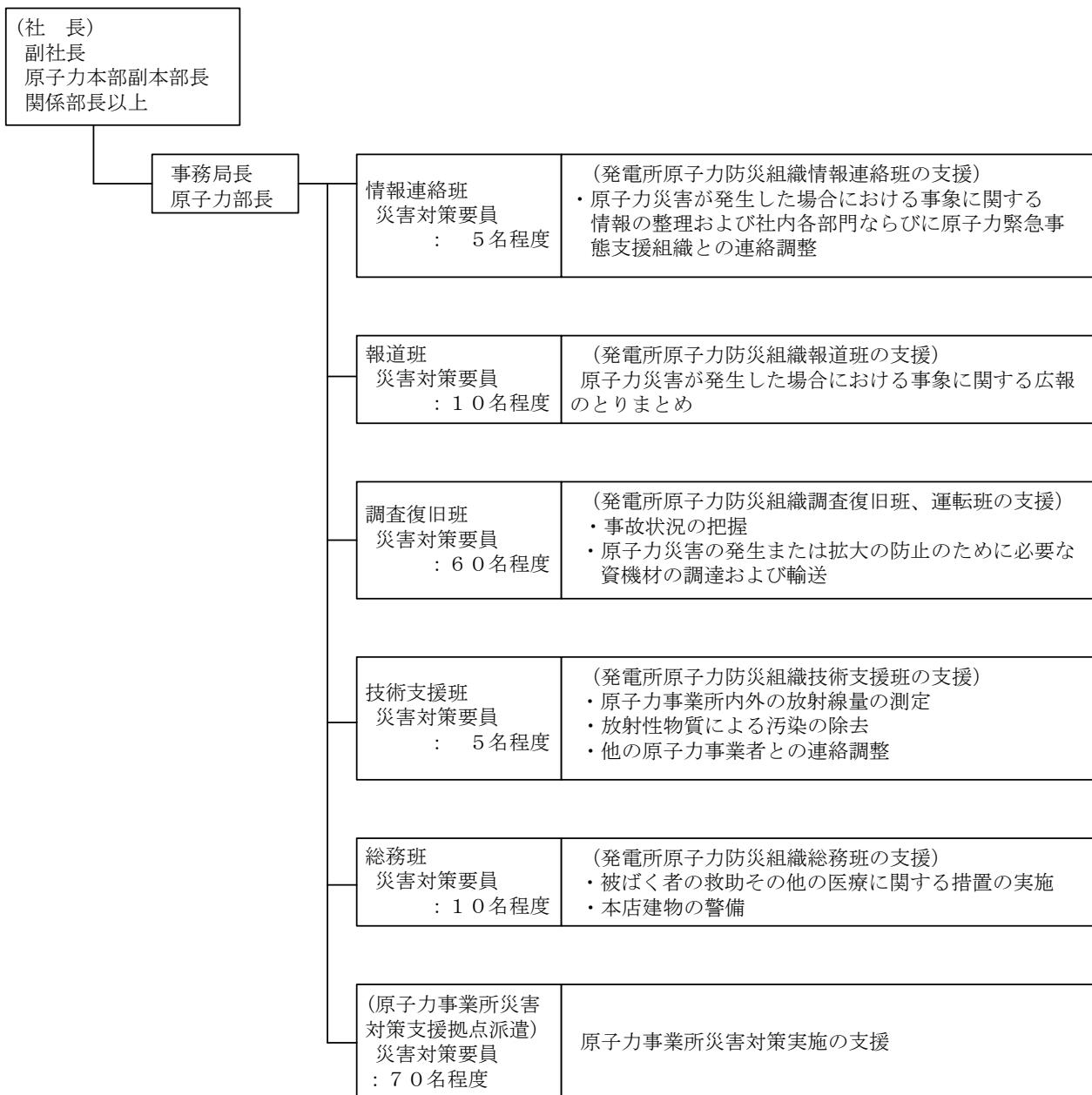
## 発電所の原子力防災組織および業務分掌

原子力防災管理者 (所長)	情報連絡班 原子力防災要員：4名 災害対策要員 ：10名程度	原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事、その他の関係者との連絡調整
	報道班 原子力防災要員：4名 災害対策要員 ：2名程度	原子力災害が発生した場合における事象に関する広報および関係地方公共団体の長等との連絡調整
副原子力防災管理者 (所長代理(技術系)、安全管理部長、保修部長、品質保証部長、発電部長)	運転班 原子力防災要員：4名 災害対策要員 ：24名程度	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施
	調査復旧班 原子力防災要員：5名 災害対策要員 ：46名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧</li> <li>・事象に関する状況の把握</li> <li>・遠隔操作が可能な装置等の操作</li> </ul>
原子炉主任技術者	技術支援班 原子力防災要員：8名 災害対策要員 ：10名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所内外の放射線量の測定</li> <li>・放射性物質による汚染の除去</li> </ul>
	総務班 原子力防災要員：11名 災害対策要員 ：30名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</li> <li>・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</li> <li>・原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</li> </ul>
(オサイトセンター派遣) 原子力防災要員：7名	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	

※原子力防災要員は法定届出書の要員数を記載。災害対策要員は総数（運転員交替勤務者、自衛消防隊を除く）を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図 2-2

本店の原子力防災組織および業務分掌



※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図2-3

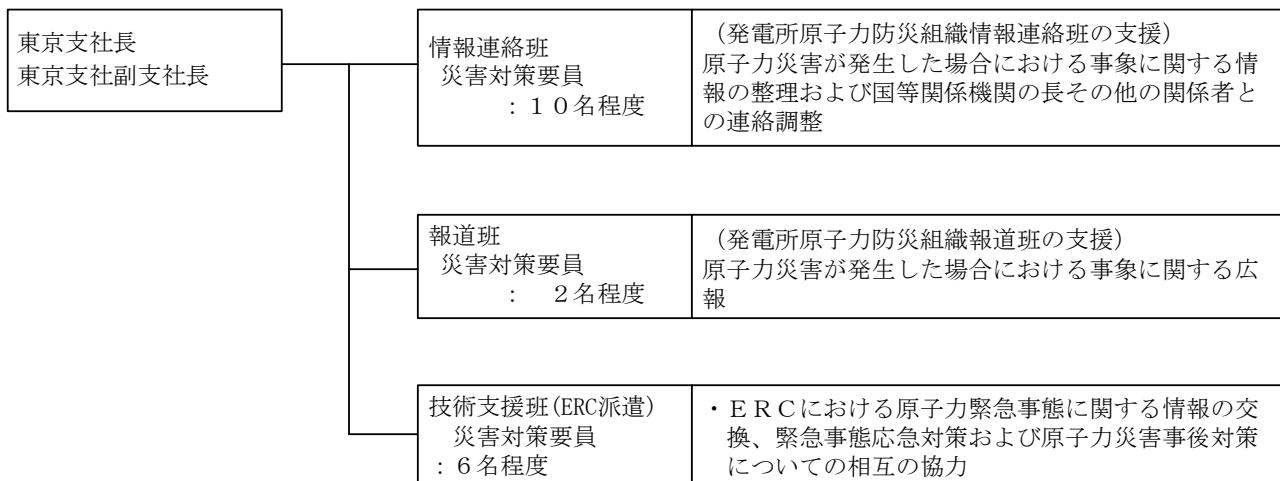
## 松山原子力本部の原子力防災組織および業務分掌

(社長) 原子力本部長 原子力本部付部長 原子力保安研修所長 松山支店長 (原子力本部副本部長)	情報連絡班 災害対策要員 : 5名程度	(発電所原子力防災組織情報連絡班の支援) 原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県、山口県等関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整
	報道班 災害対策要員 : 10名程度	(発電所原子力防災組織報道班の支援) 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報
	調査復旧班 災害対策要員 : 15名程度	(発電所原子力防災組織調査復旧班、運転班の支援) ・事故状況および復旧計画の把握 ・事故拡大防止対策の評価 ・防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧
	技術支援班 災害対策要員 : 10名程度	(発電所原子力防災組織技術支援班の支援) ・放射線管理用資機材等の整備および点検ならびに応急の復旧
	総務班 災害対策要員 : 10名程度	(発電所原子力防災組織総務班の支援) ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・松山原子力本部建物の警備
	(オサイトセンター派遣) 災害対策要員 : 2名程度	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力

※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

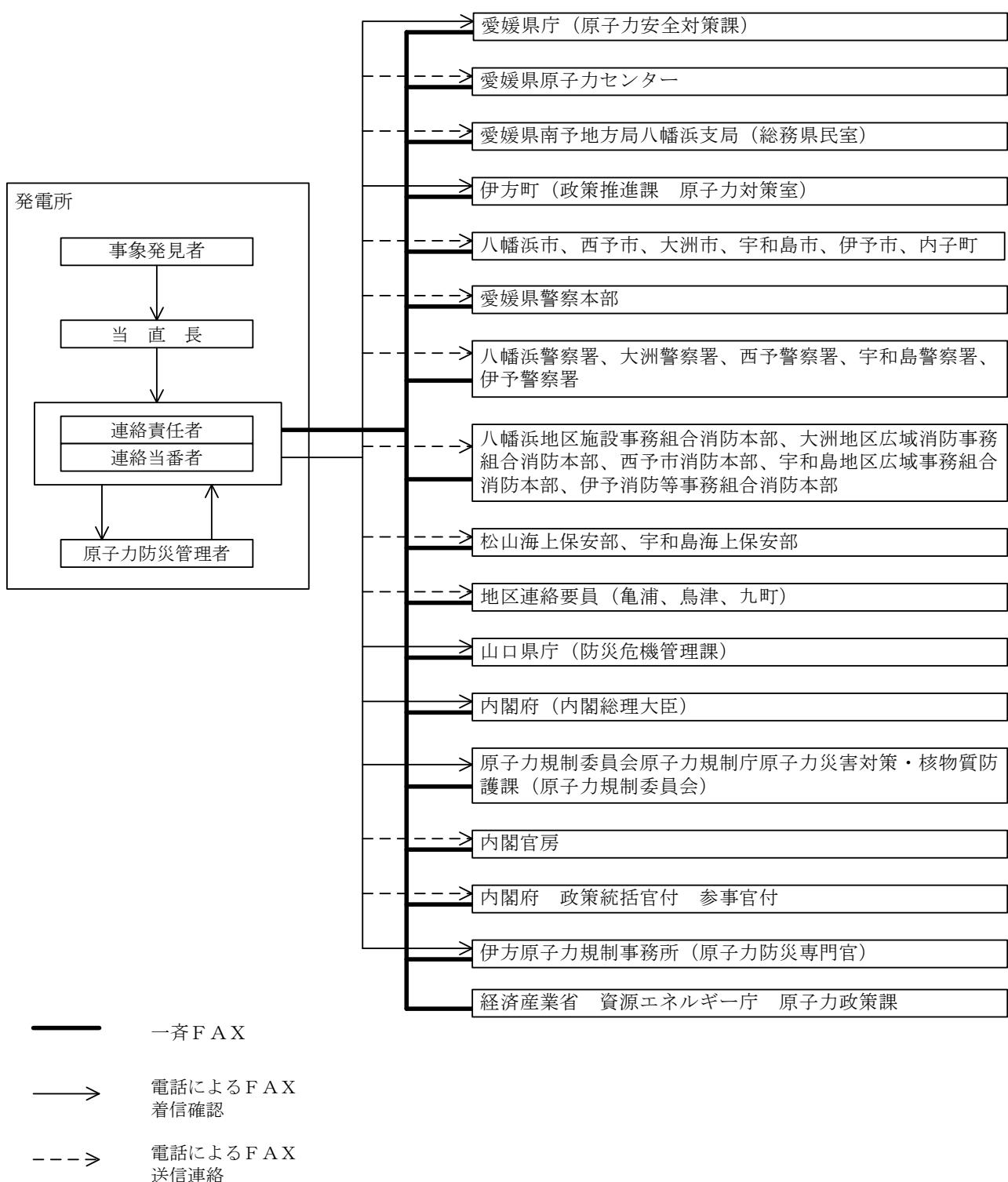
別図2-4

## 東京支社の原子力防災組織および業務分掌

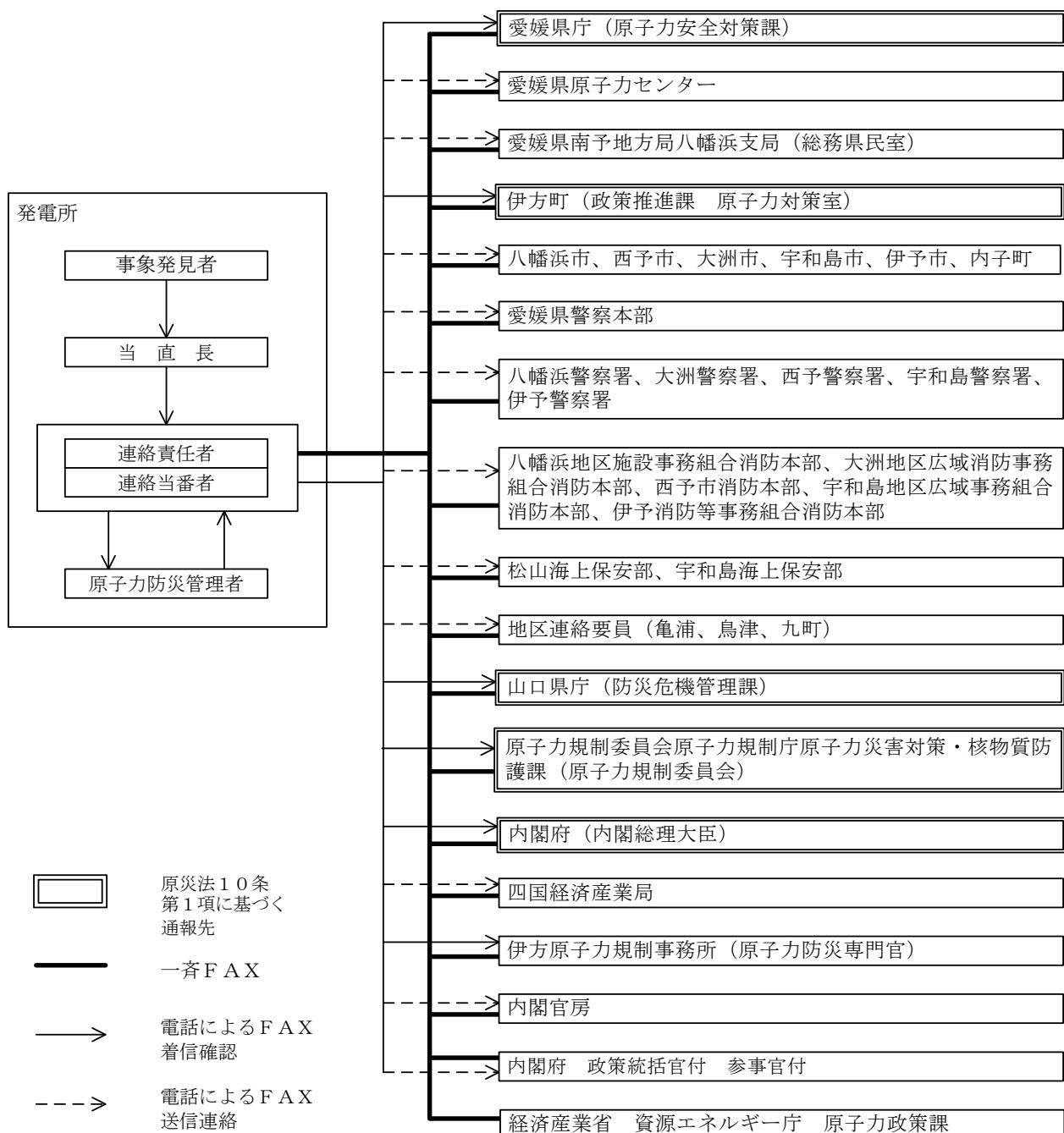


※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図 2-5

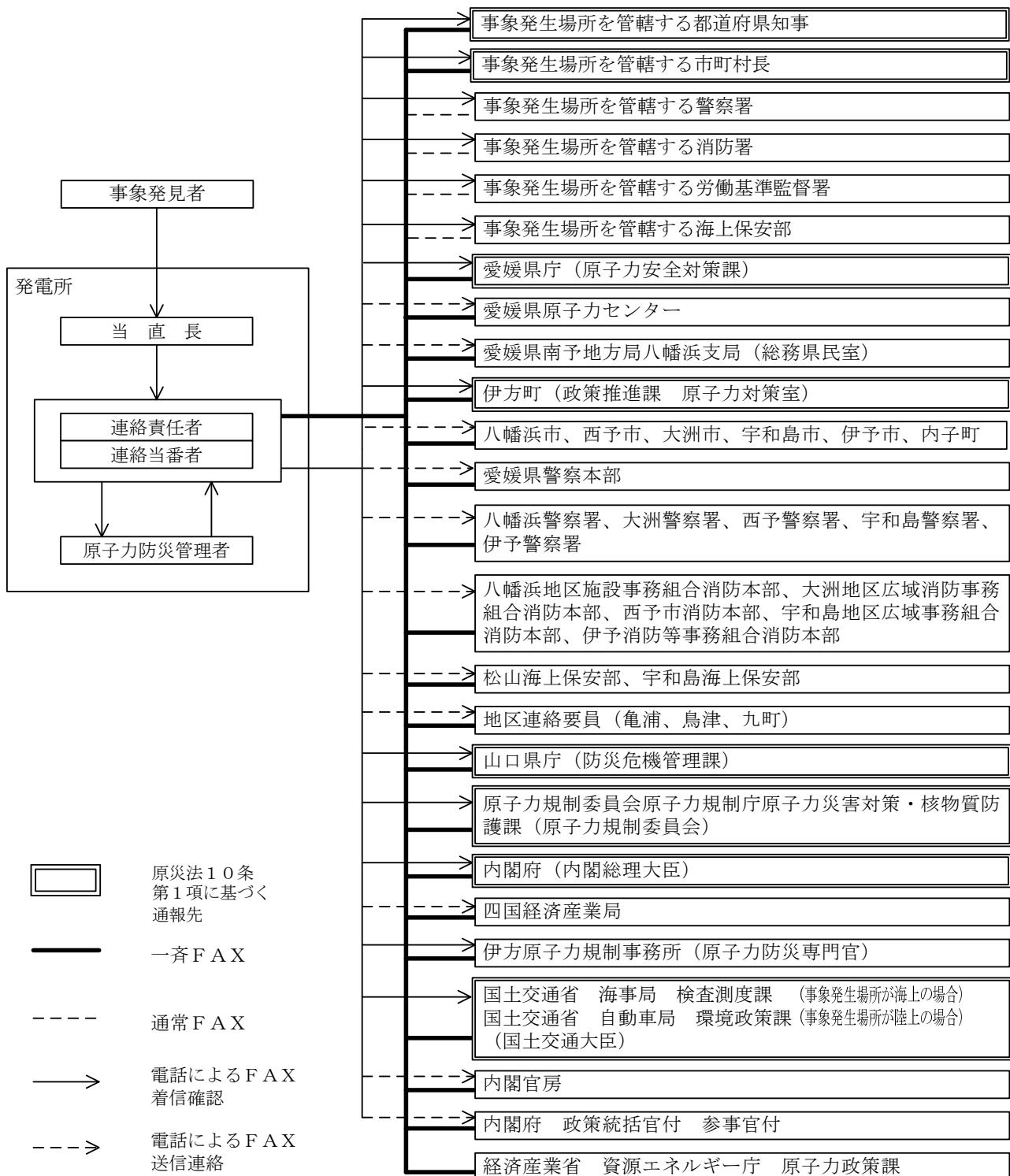
非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路  
(発電所内での事象発生時の通報連絡経路)

別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（1／2）  
 (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路

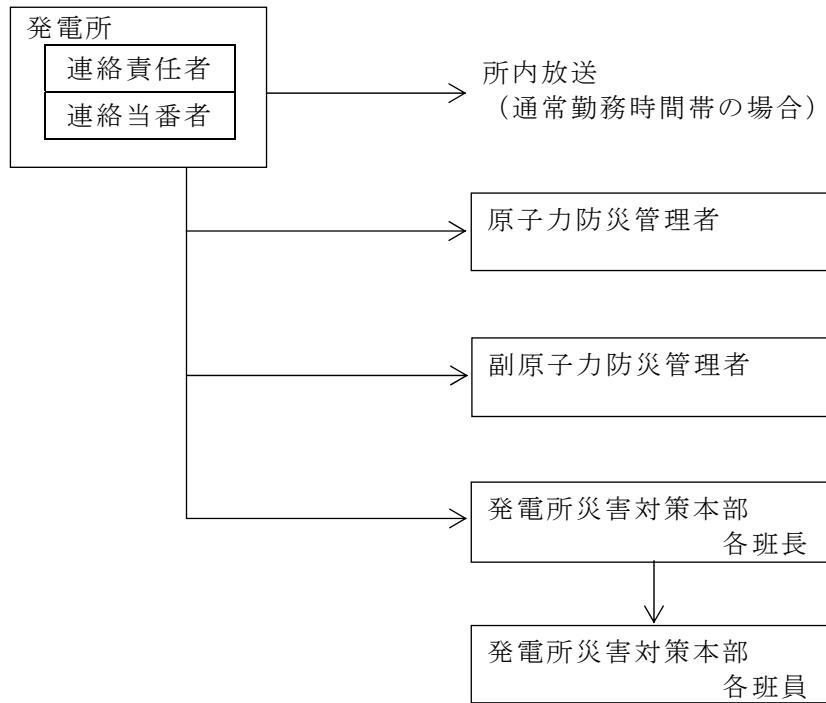


別図2－6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（2／2）

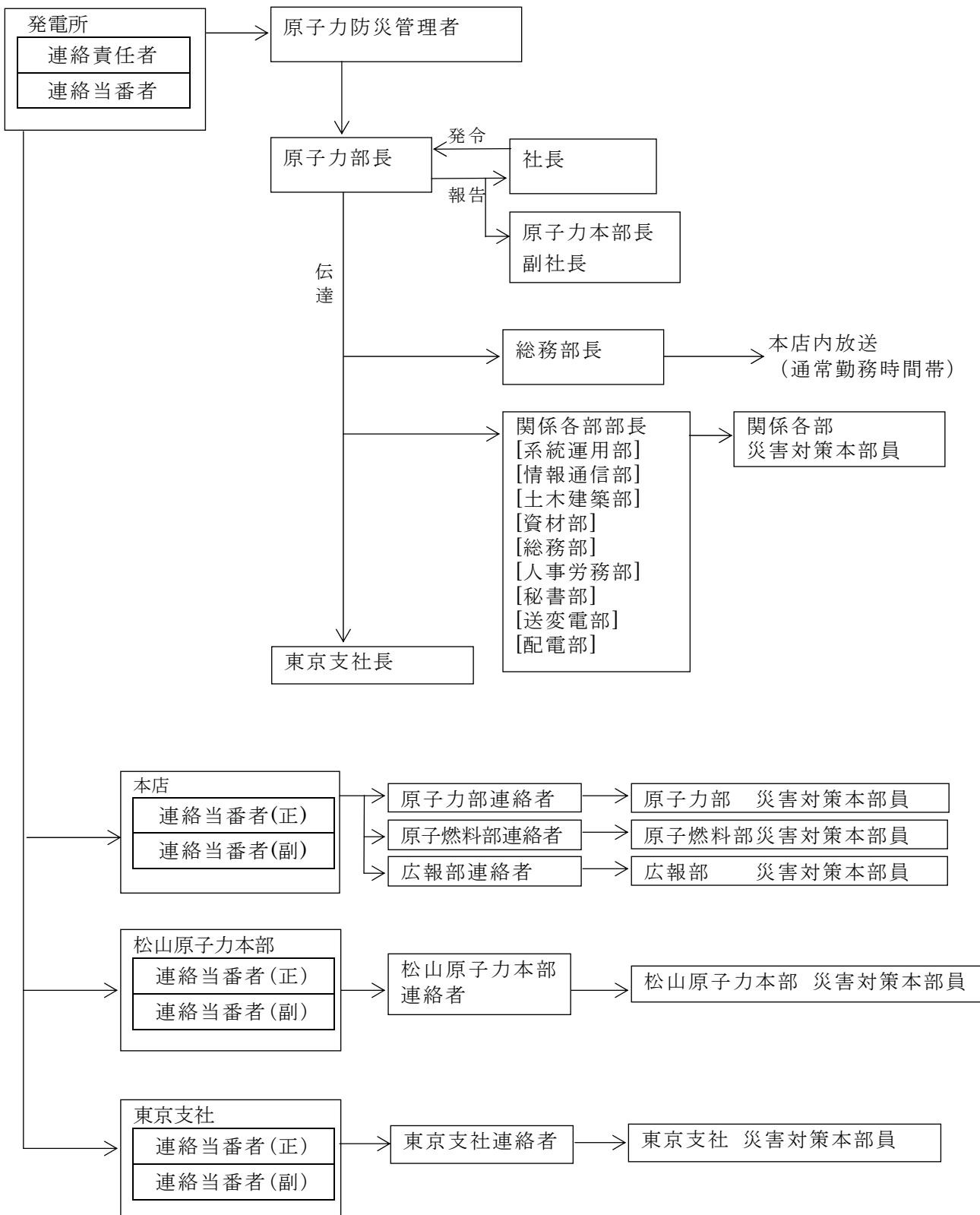
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路



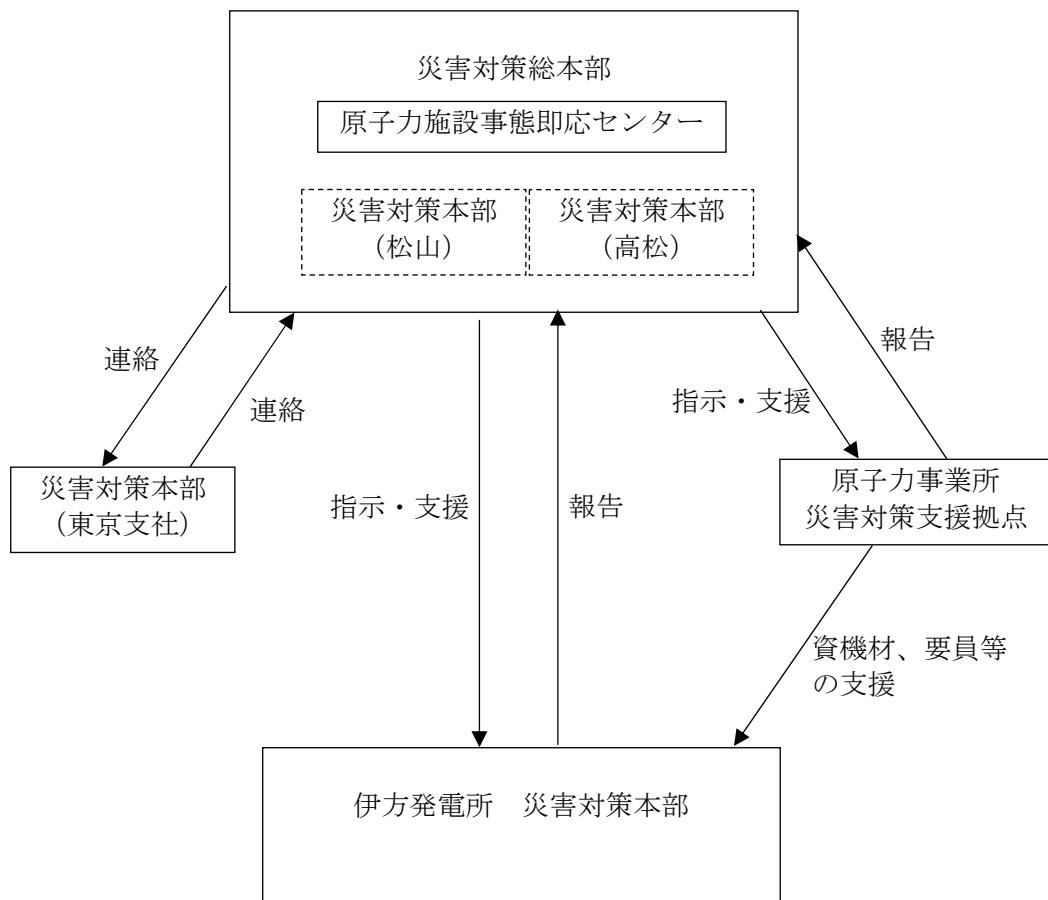
別図 2-7 発電所災害対策本部員の非常招集連絡経路



別図 2-8 災害対策本部（高松）本部員・災害対策本部（松山）本部員・東京支社災害対策本部員の非常招集連絡経路

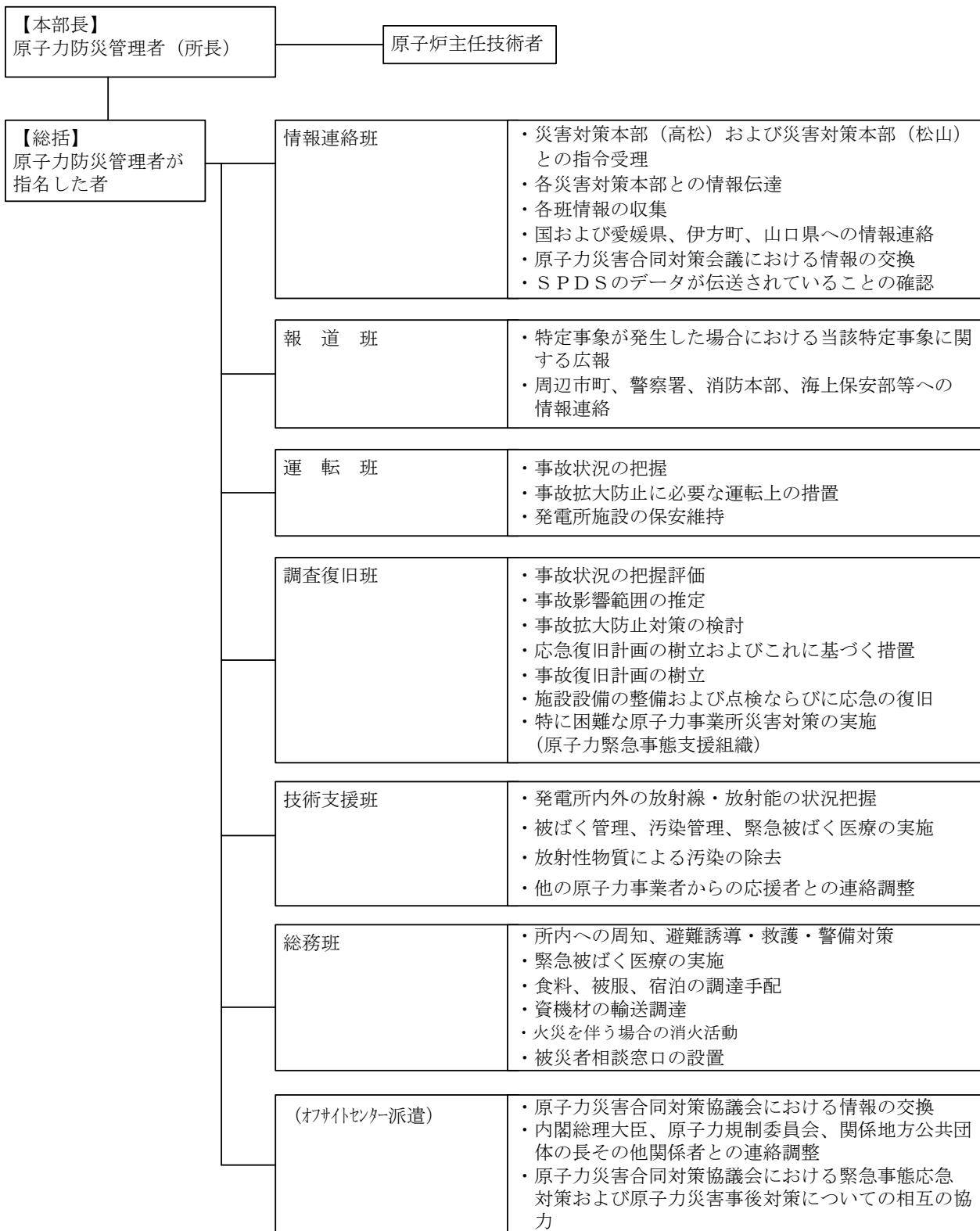


別図 2-9 防災組織全体図



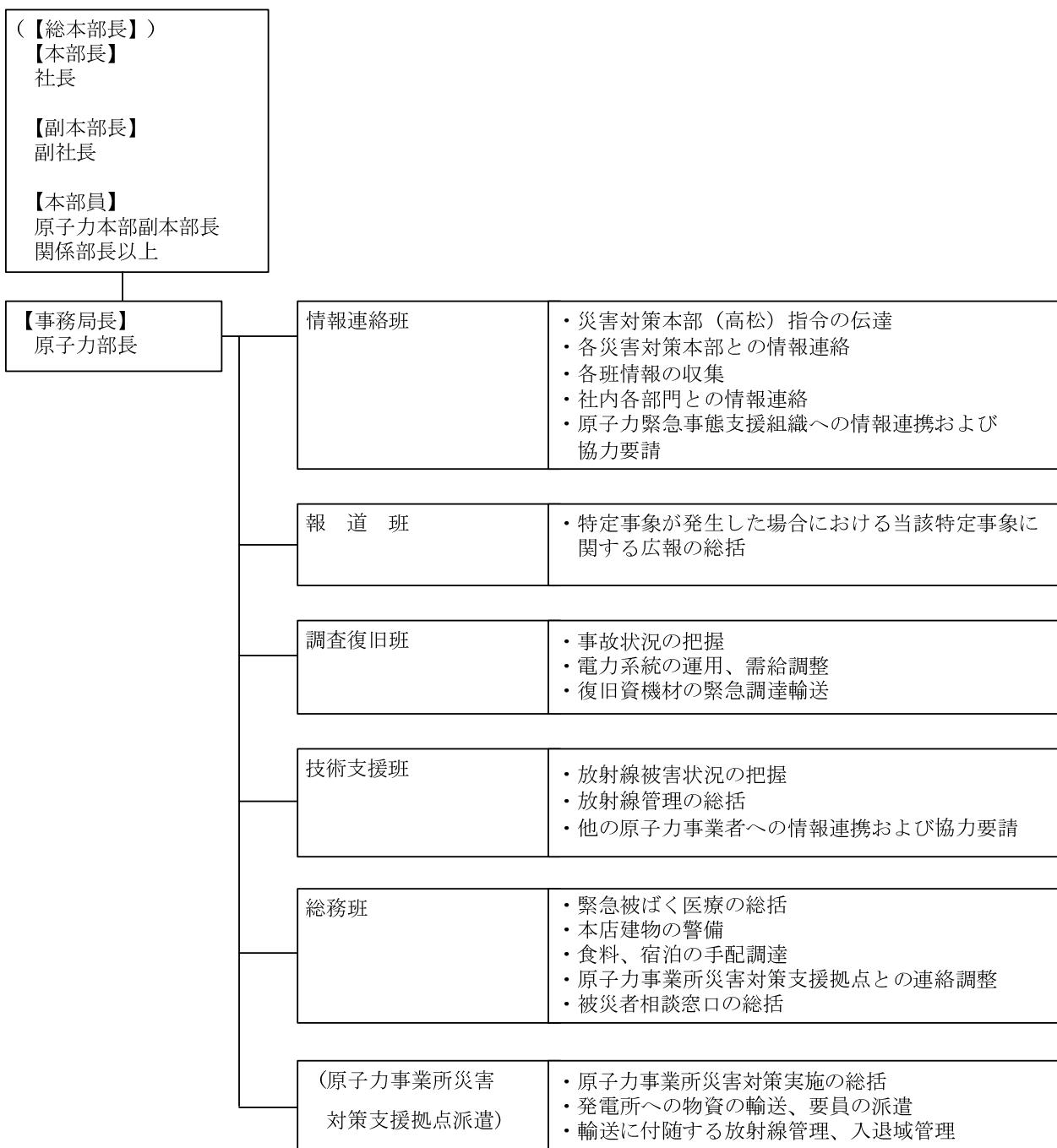
別図 2-10

## 発電所災害対策本部の業務分掌

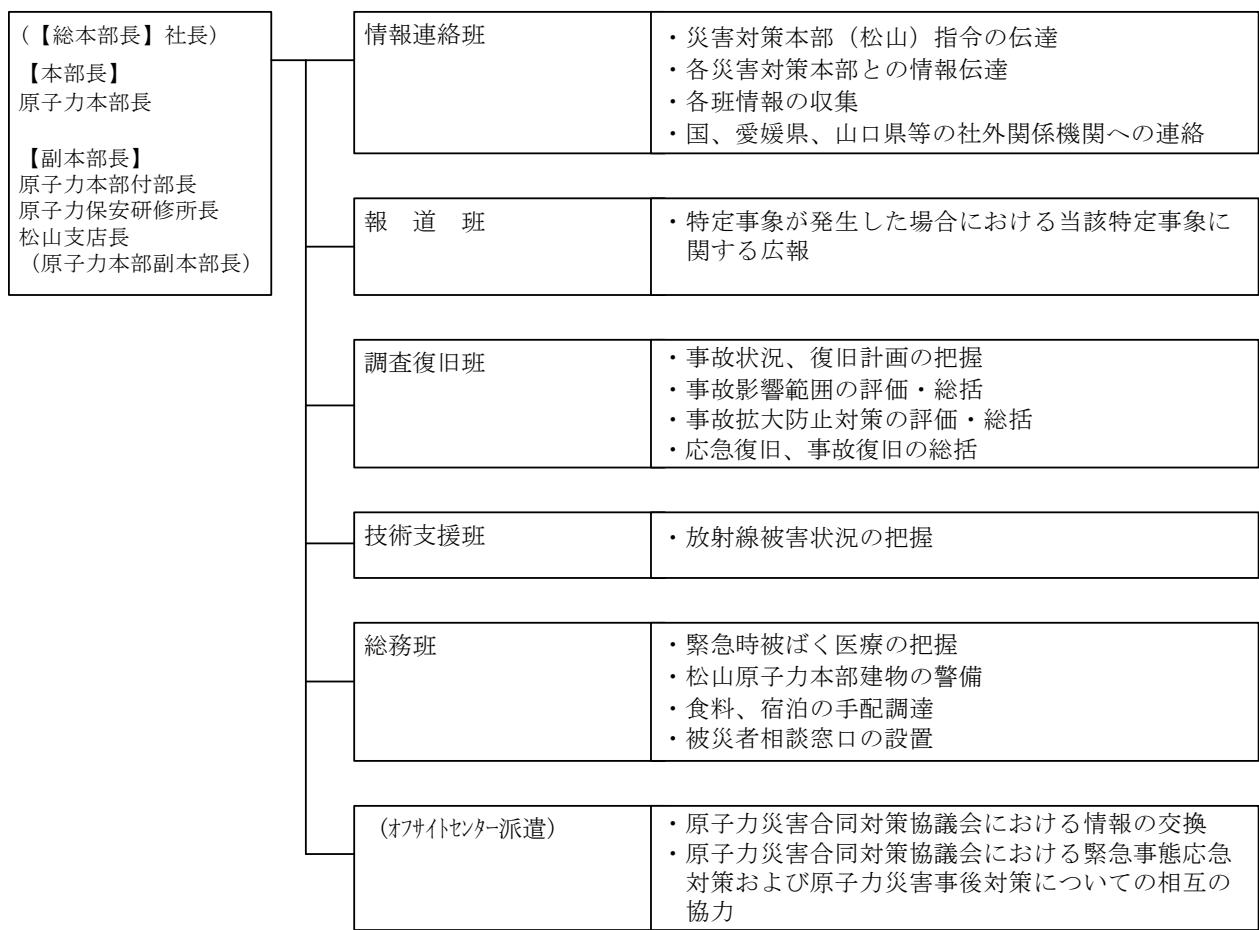


別図 2-1-1

## 災害対策本部（高松）の業務分掌



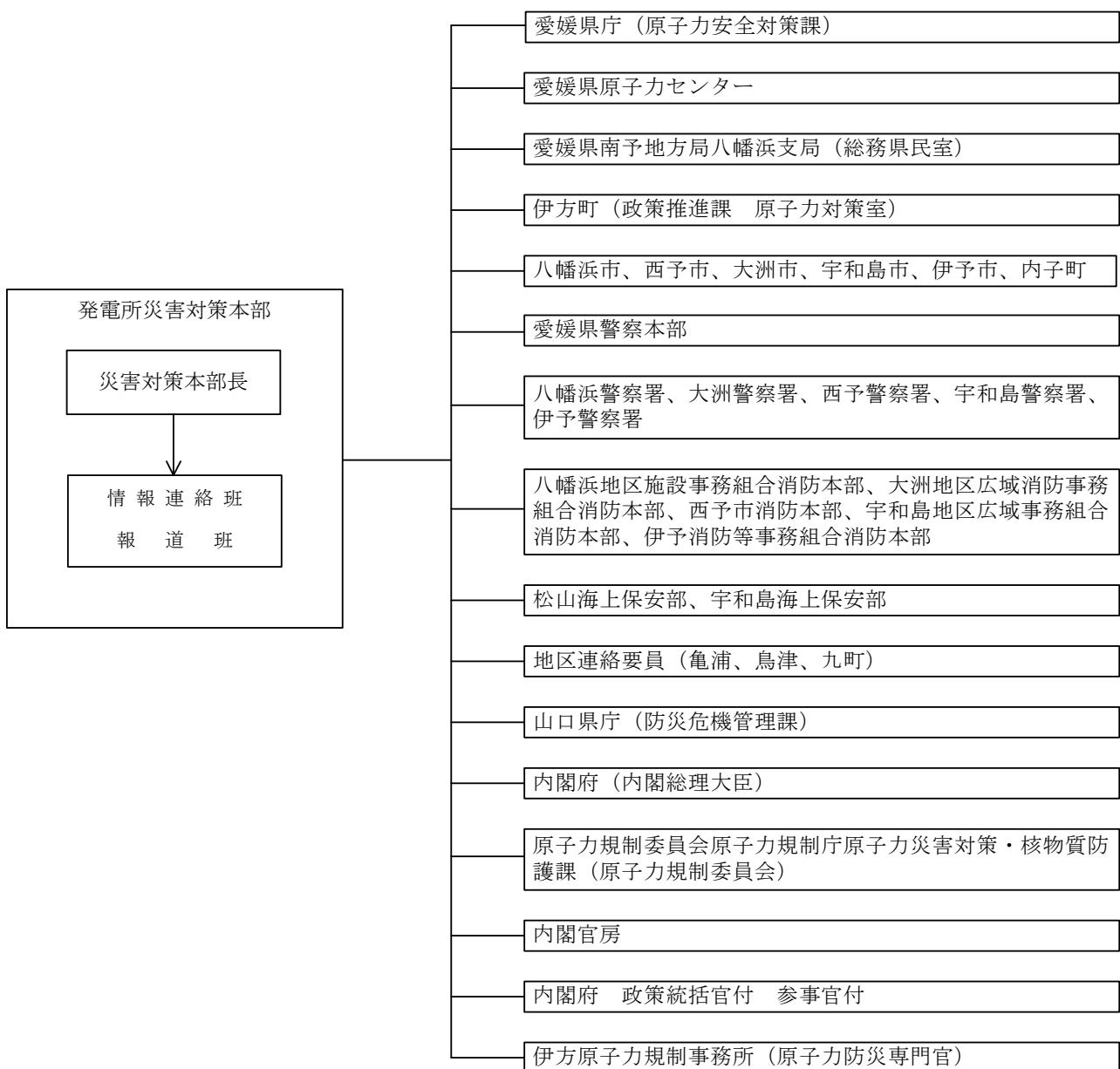
別図 2－12 災害対策本部（松山）の業務分掌



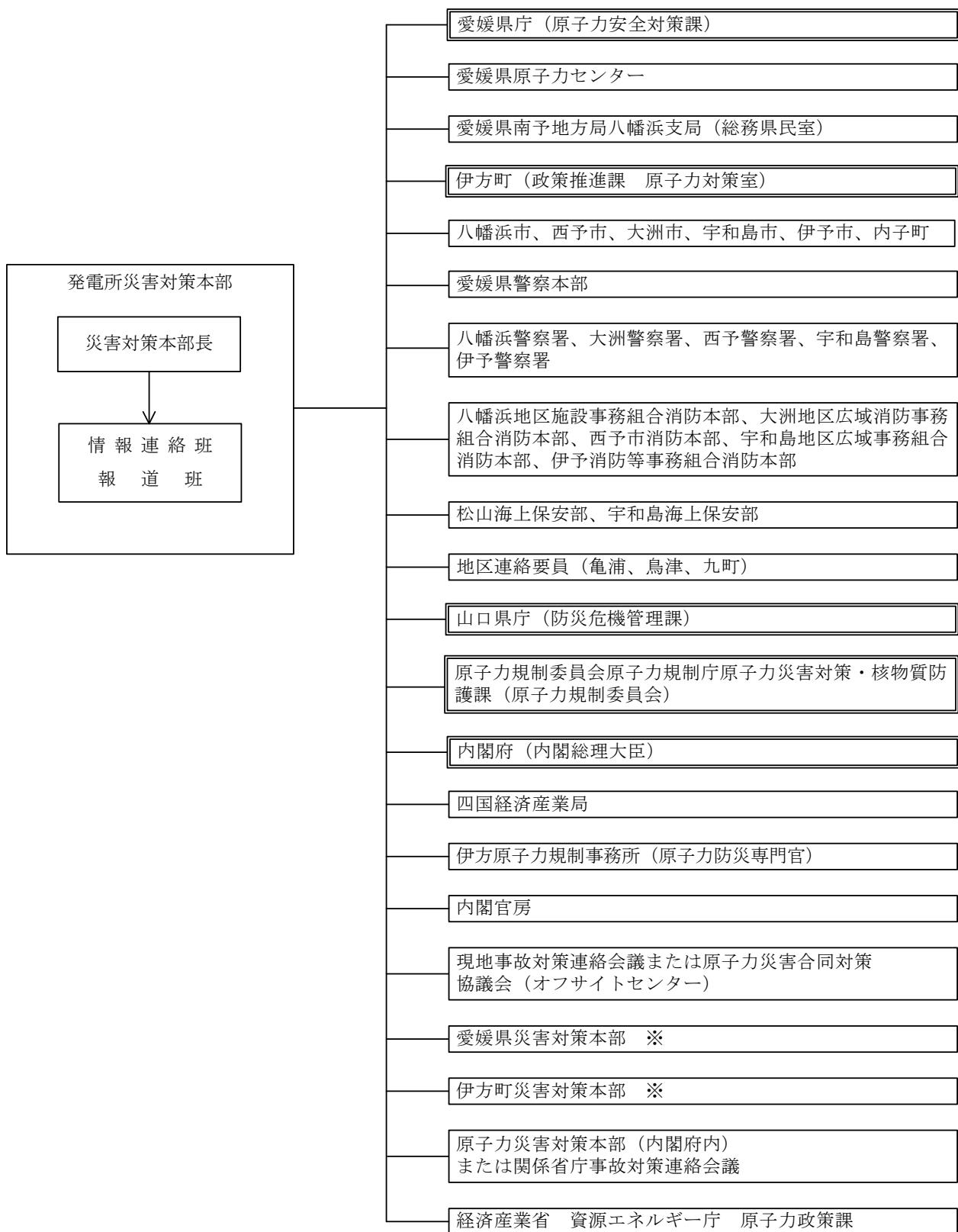
別図 2－13 東京支社災害対策本部の業務分掌



別図 2-14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路



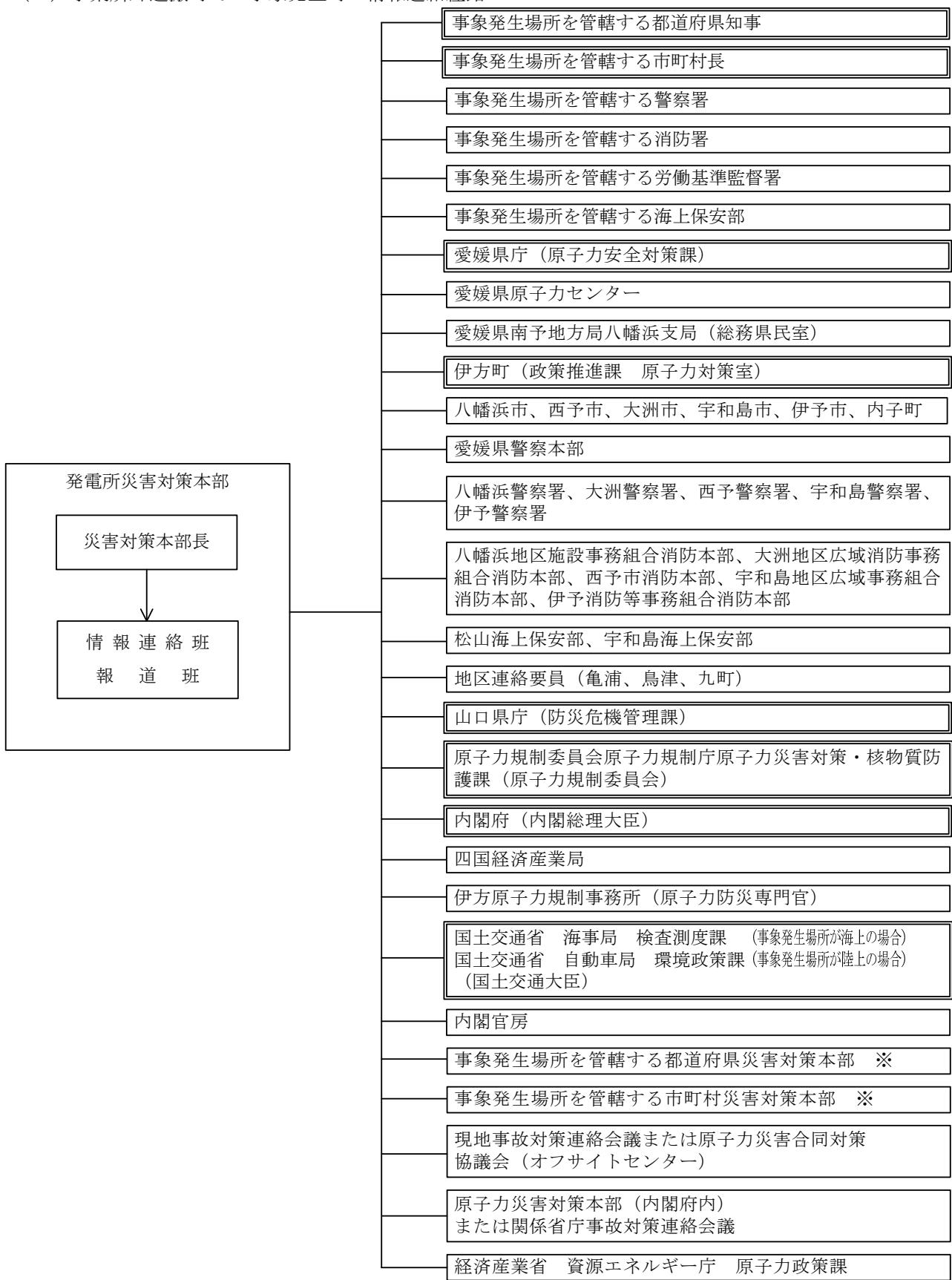
別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（1／2）  
 (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路



:原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

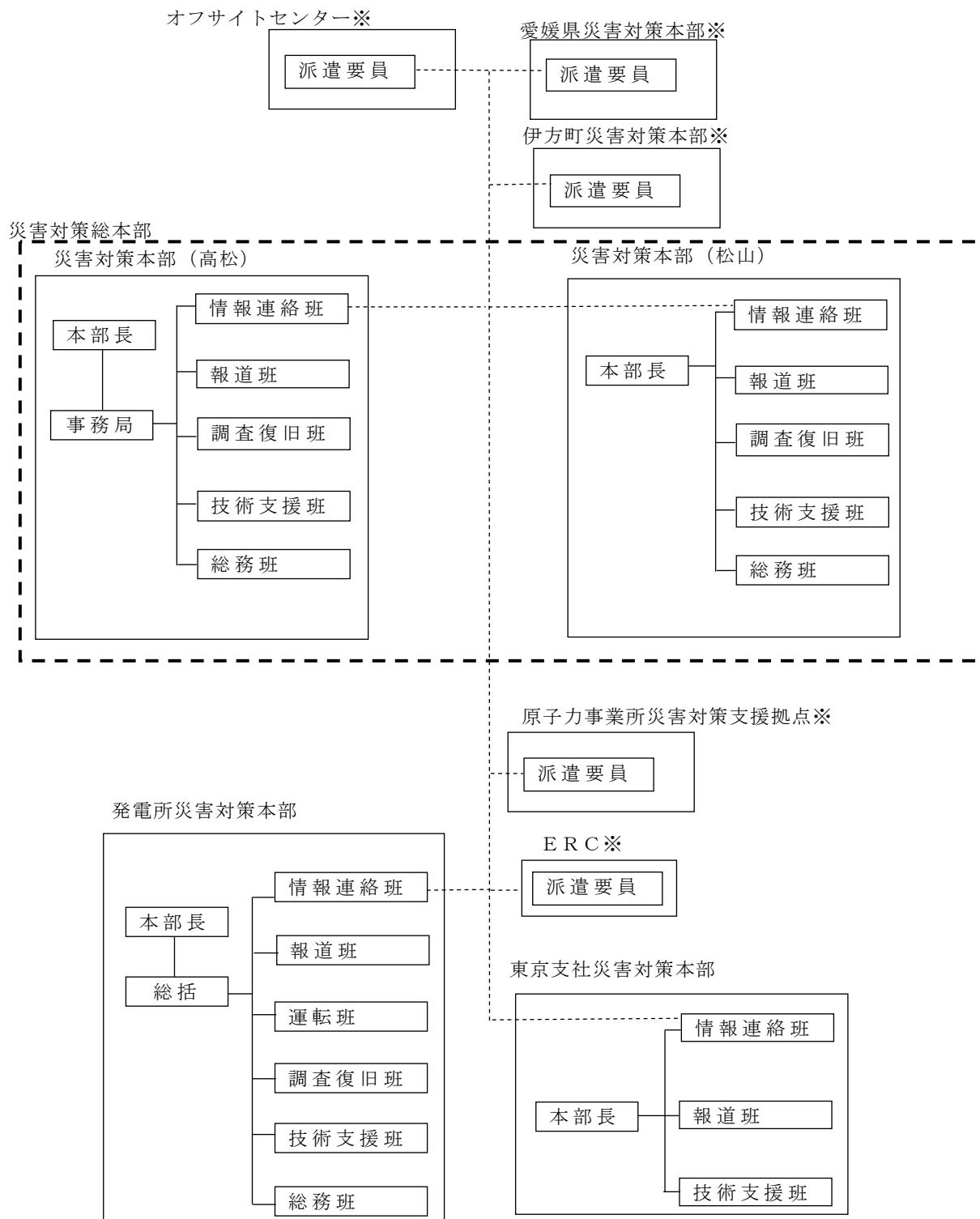
別図 2－15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（2／2）  
 (2) 事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路



: 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

別図2－16 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の情報連絡経路

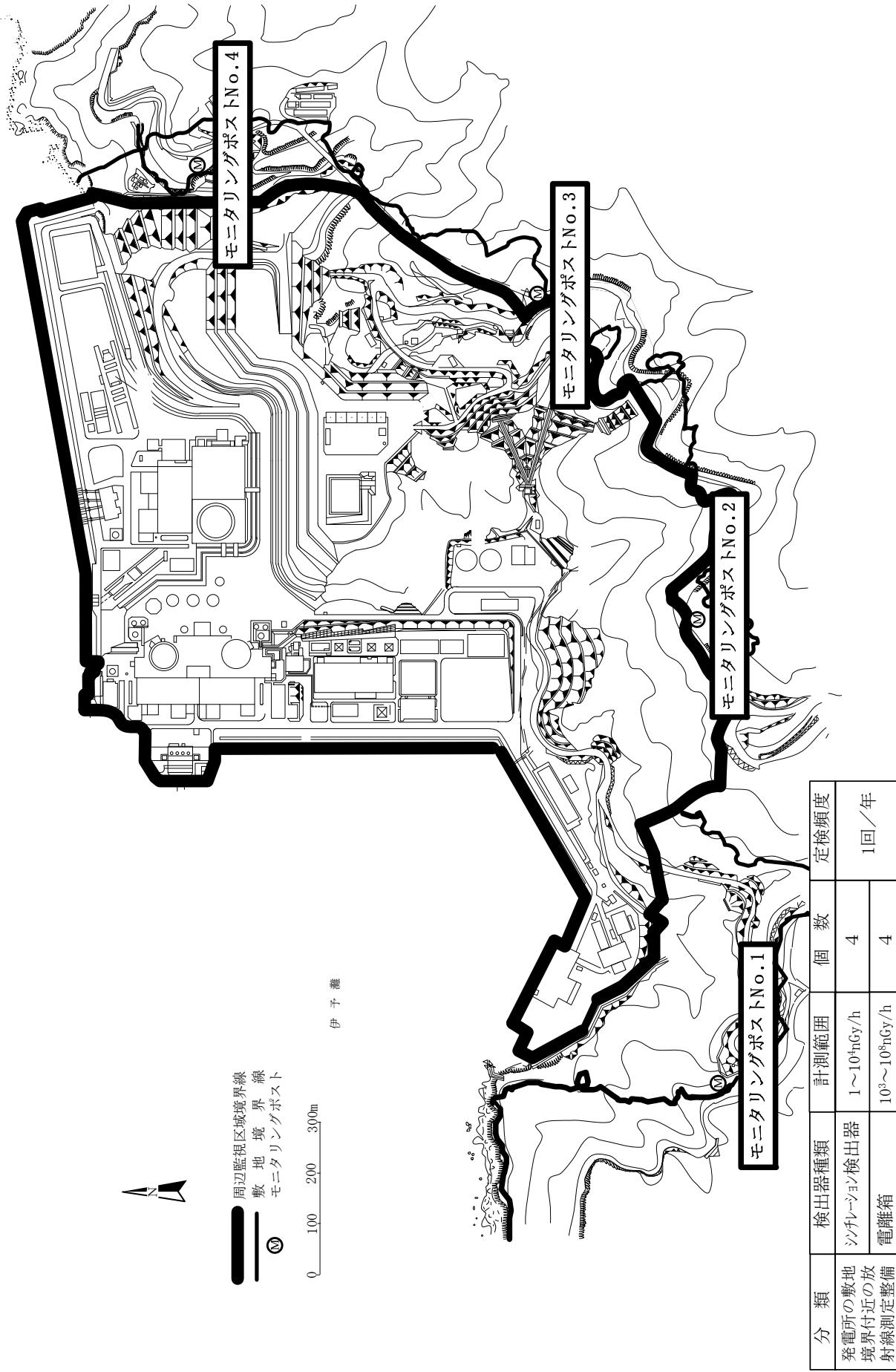


—— : 本部長との情報連絡、指示

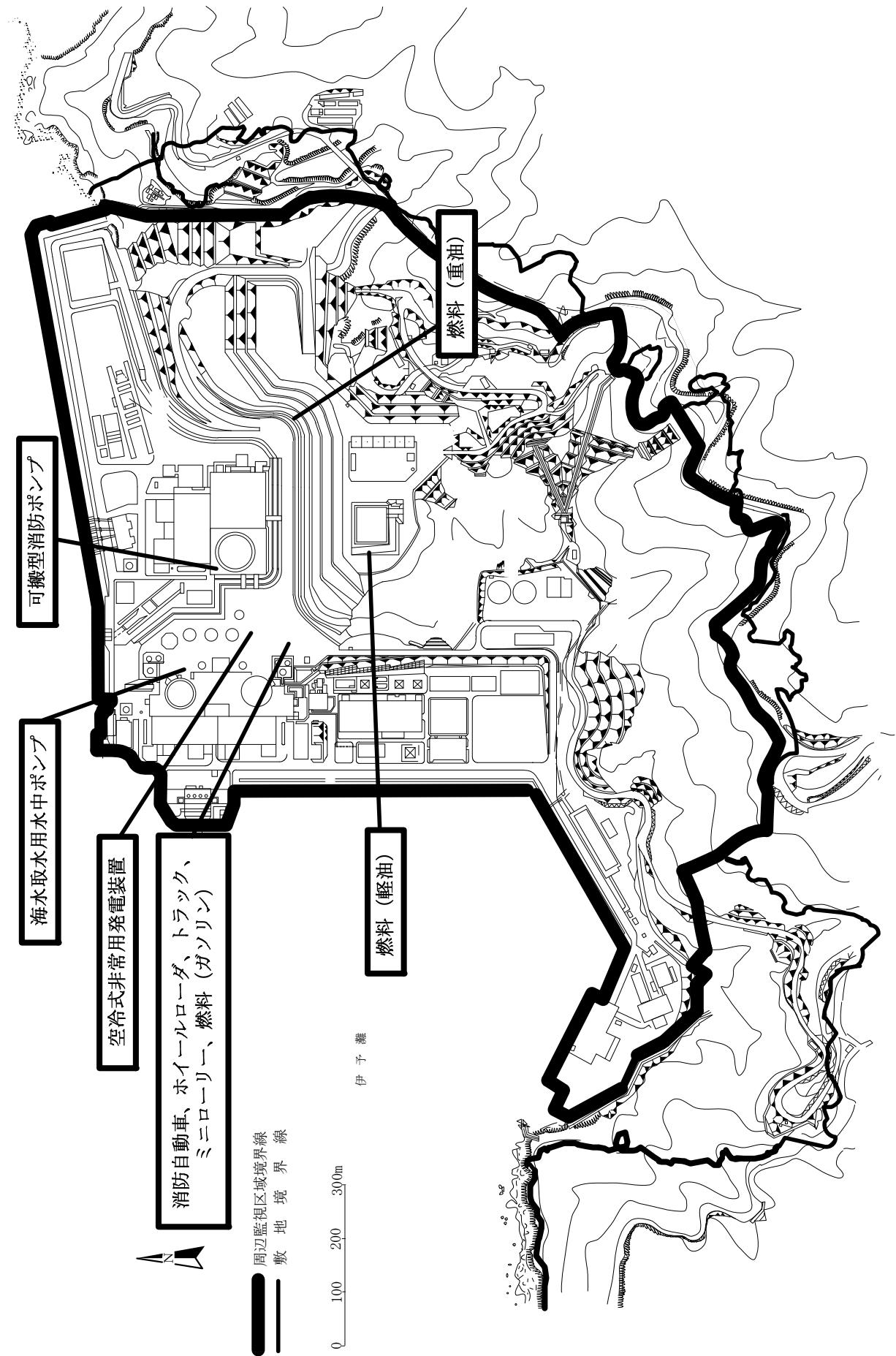
- - - - - : 発電所災害対策本部・災害対策本部 (高松)・災害対策本部 (松山)・東京支社  
災害対策本部および派遣員間の情報連絡  
(一斉FAXによる通報・報告含む)

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

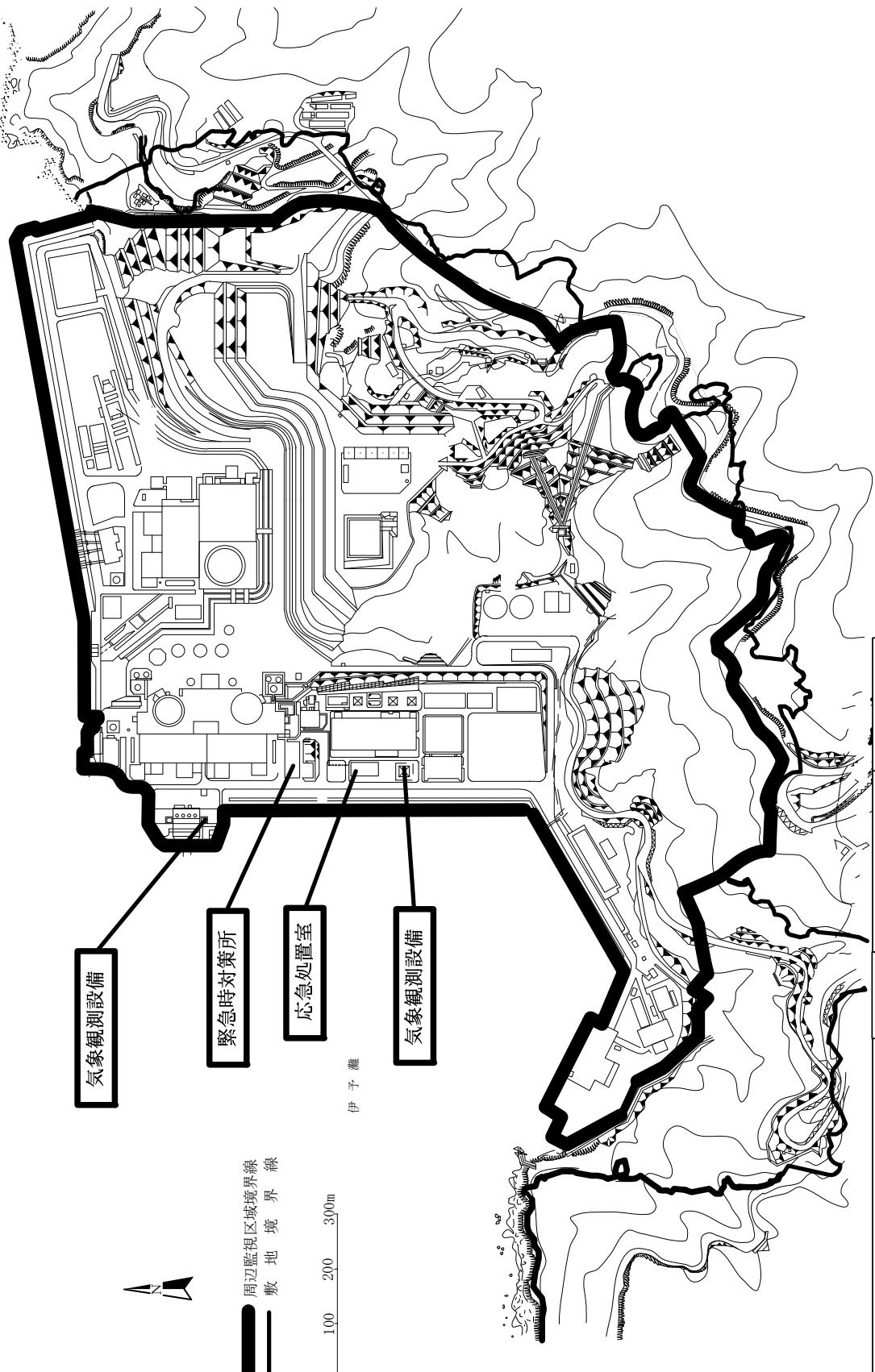
別図 2-17 発電所敷地境界付近の放射線測定整備



別図2-18 緊急時対応に必要な主な資機材

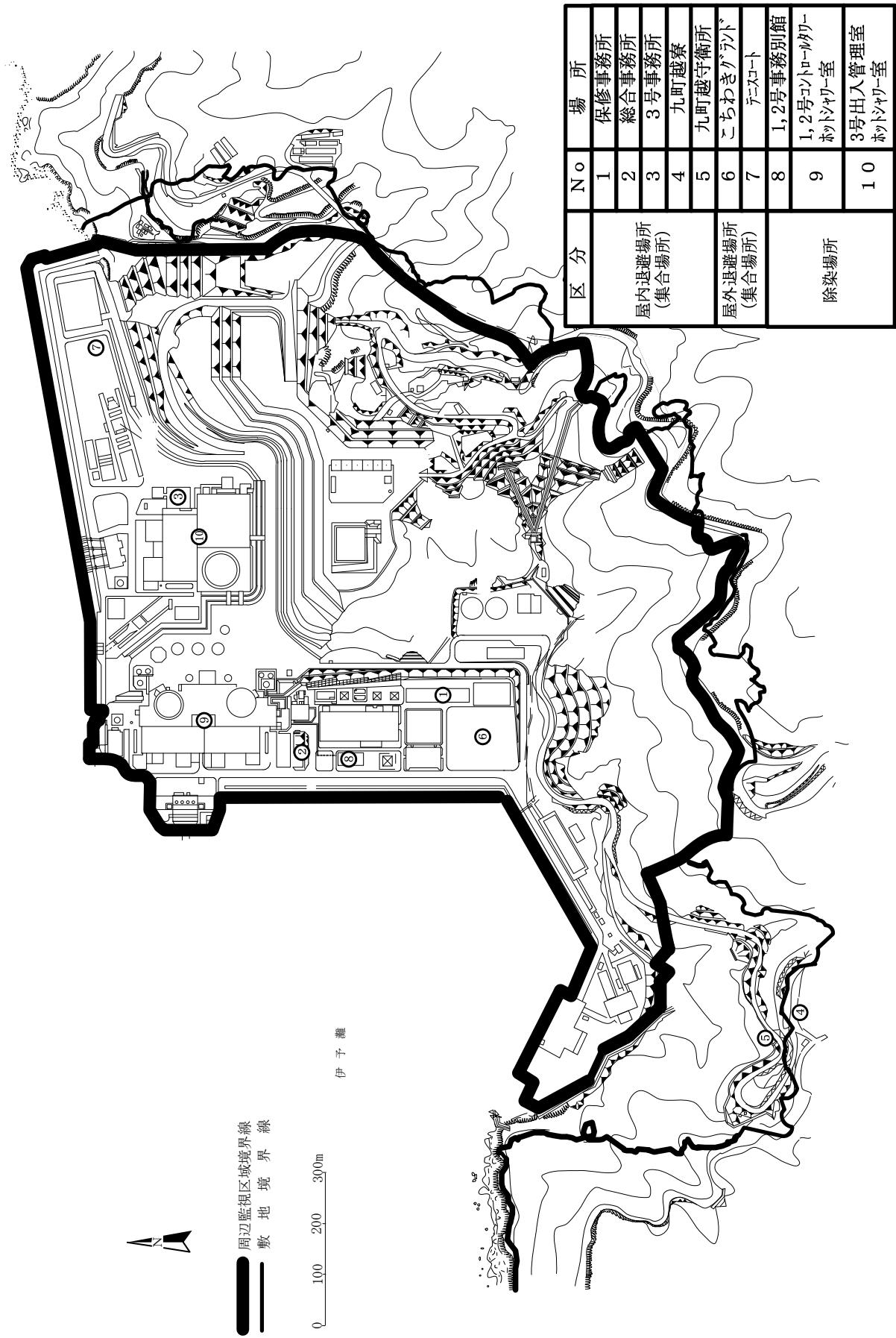


別図2-19 発電所内の緊急時対策所および応急処置室等

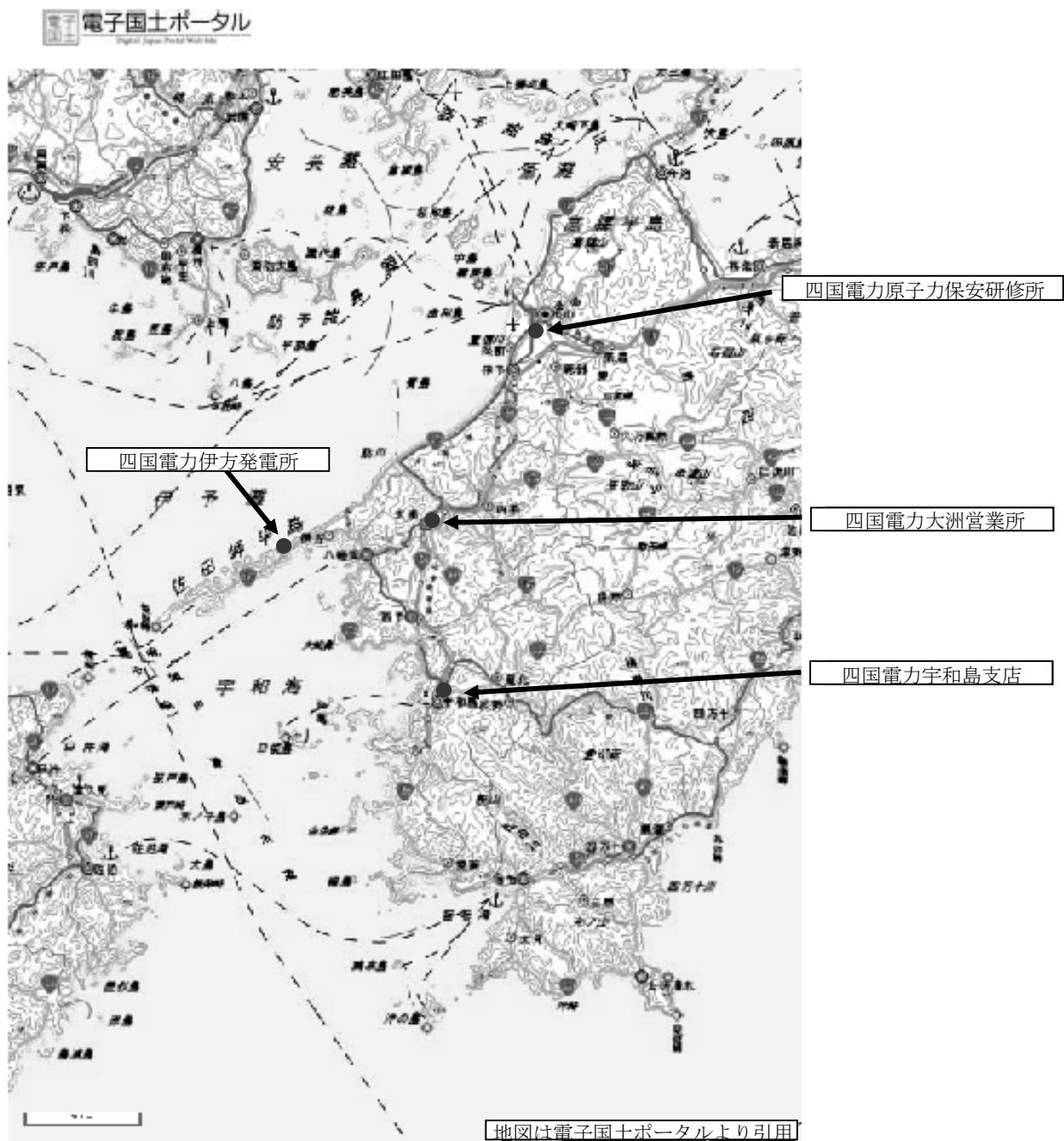


分類	名 称	数 量	設置場所・保管場所	定検頻度
気象観測設備	風向風速計(標高約20m、地上高約10m)	1台	約EL20m(取水口)	1回／年
	風向風速計(標高約80m、地上高約70m)	2台	約EL80m(気象鉄塔)	1回／3ヶ月

別図2-20 発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所



別図 2-21 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 配置図



別表1－1 原子力防災要員の職務と配置

	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名	人 数
1	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理および内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、山口県知事、伊方町長、その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報連絡班	4
		オフサイトセンター	情報連絡班	
2	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣	7
3	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報および関係地方公共団体の長等との連絡調整	発電所内	報道班	4
		オフサイトセンター	報道班	
4	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	技術支援班	4
		オフサイトセンター	技術支援班	
5	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	運転班	4
6	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	調査復旧班	4
7	放射性物質による汚染の除去	発電所内	技術支援班	4
		オフサイトセンター	技術支援班	
8	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班	4
9	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	総務班 調査復旧班	4
10	原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	総務班	4

別表2－1 非常準備体制の発令基準（1／2）

発 令 基 準	
1. 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇（A L 0 1）	(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が $0.15 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えたとき。 (2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、 $0.15 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。
2. 原子炉停止機能の異常のおそれ（A L 1 1）	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。
3. 原子炉冷却材の漏えい（A L 2 1）	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（A L 2 4）	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。
5. 全交流電源喪失のおそれ（3号機）（A L 2 5） 全交流電源喪失のおそれ（1, 2号機）（A L 2 6）	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（A L 2 9）	原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（A L 3 0）	使用済燃料貯蔵槽が一定の水位まで低下したとき。
8. 単一障壁の喪失または喪失可能性（A L 4 2）	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

各項目中の（）内に記載している番号（A L 0 1 等）は、別表2－1 1に示すE A L N oである。（以下、本表について同じ）

別表 2－1 非常準備体制の発令基準（2／2）

発 令 基 準
9．原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51） 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
10．所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。
11．重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53） 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。
12．外的事象（自然災害）の発生 (1) 大地震の発生 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報の発令 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令されたとき。 (3) その他 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。
13．原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (1) オンサイト統括補佐が警戒事象と認める事象 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。 (2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。

別表 2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（1／4）

通報すべき事象
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇（S E 0 1）</p> <p>放射線測定設備（No.1～4 モニタリングポスト）またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1 または 2 地点以上において、<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1 または 2 地点以上において、<math>1 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって<math>1 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出（S E 0 2）</p> <p>以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」（以下、「通報事象等規則（原子炉施設）」という。）第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒</p>
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出（S E 0 3）</p> <p>放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
<p>4. 火災、爆発等による放射線量の検出（S E 0 4）</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、<math>50 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなつたとき。</p>

各項目中の（）内に記載している番号（S E 0 1 等）は、別表 2－11 に示すE A L N oである。（以下、本表について同じ）

別表 2-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（2／4）

通報すべき事象
5. 火災、爆発等による放射性物質の放出（S E 0 5） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなつたとき。
6. 原子炉外での臨界事故のおそれ（S E 0 6） 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。
7. 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動（S E 2 1） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。
8. 蒸気発生器給水機能の喪失（S E 2 4） 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。
9. 全交流電源の30分以上喪失（3号機）（S E 2 5） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。 ※ただし、新規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「S E 2 6」を適用する。
10. 全交流電源の5分以上喪失（1, 2号機）（S E 2 6） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。
11. 直流電源の部分喪失（S E 2 7） 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。
12. 停止中の原子炉冷却機能の喪失（S E 2 9） 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。

別表 2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3／4）

通報すべき事象
13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（S E 3 0） 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
14. 格納容器健全性喪失のおそれ（S E 4 1） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。
15. 2つの障壁の喪失または喪失可能性（S E 4 2） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。
16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（S E 4 3） 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。
17. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（S E 5 1） 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。
18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。
19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。
20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生（S E 5 5） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。

別表 2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（4／4）

通報すべき事象
21. 特定事象にかかる緊急事態事象の発生（S E 5 4）
22. 事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質漏えい (X S E 6 1, 6 2)  事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等））中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率が検出されたとき。 (2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 (3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、施設敷地緊急事態には該当しない。
23. 事業所外運搬での特定事象にかかる原子力緊急事象の発生（X S E 6 3） ※ただし、事業所外運搬においては、施設敷地緊急事態には該当しない。

別表 2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象	
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (G E 0 1)	放射線測定設備 (No.1~4 モニタリングポスト) またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1または2地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。 (2) 1または2地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。 または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。 ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。
2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (G E 0 2)	以下に示す排気筒において「通報事象等規則（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒
3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (G E 0 3)	放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。
4. 火災、爆発等による異常な放射線量の検出 (G E 0 4)	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。

各項目中の（）内に記載している番号 (G E 0 1 等) は、別表 2-1-1 に示すE A L N o である。（以下、本表について同じ）

別表2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象	
5．火災、爆発等による放射性物質の異常放出（G E 0 5）	
<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が<math>500 \mu\text{Sv/h}</math>の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
6．原子炉外での臨界事故（G E 0 6）	
<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。</p>	
7．原子炉停止の失敗または停止確認不能（G E 1 1）	
<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを見認することができないとき。</p>	
8．原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能（G E 2 1）	
<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。</p>	
9．蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能（G E 2 4）	
<p>原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。</p>	
10．全交流電源の1時間以上喪失（3号機）（G E 2 5）	
<p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。</p> <p>※ただし、新規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「G E 2 6」を適用する。</p>	
11．全交流電源の30分以上喪失（1，2号機）（G E 2 6）	
<p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。</p>	
12．全直流電源の5分以上喪失（G E 2 7）	
<p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p>	
13．炉心損傷の検出（G E 2 8）	
<p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p>	

別表 2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象	
14. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（G E 2 9）	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（G E 3 0）	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
16. 格納容器圧力の異常上昇（G E 4 1）	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。
17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（G E 4 2）	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。
18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（G E 5 1）	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5）	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。
20. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（X G E 6 1, 6 2）	事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等））中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。</li> <li>(2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。</li> <li>(3) 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。</li> </ul> ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。

別表 2-4 原子力防災資機材 (1/3)

分類	法令による名称	具体的な名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	防護衣	100個	九町越寮	1回/年 員数確認
			20個	八幡浜 営業所	
	呼吸用ボンベ (交換用のものを含む。) その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	43個	1/2号機中制室、3号機中制室、出入管理室、1号機EL26m、2号機EL26m、3号機EL24m	1回/Cy
非常用通信機器	フィルター付き防護マスク	ダストマスク	100個	九町越寮	
			20個	八幡浜 営業所	
	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	5回線	緊急時対策所	1回/年 通話確認
計測器等	ファクシミリ装置	一斉ファックス	2台		
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	20台	発電所主要課長以上が携行	
	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒ガスモニタ	6台	1号機:EL32m EL26m 2号機:EL32m 3号機:EL24m	1回/Cy
		G e式多重波高分析装置(廃棄物処理設備排水モニタ)	3台 (3台)	放射能測定室	1回/Cy (1回/Cy)
計測器等	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	16台	緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、伊方町役場、みなと荘、八幡浜営業所、モニタ車等	1回/Cy
		電離箱サーベイメータ	16台		
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線測定用サーベイメータ	2台	緊急時対策所	
空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計素子	70個	1回/Cy 員数確認		
		蛍光ガラス線量計測定装置	2台	環境測定室	1回/Cy

※：1回/Cy (サイクル) とは、原則として原子炉施設の施設定期検査または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。

別表 2-4 原子力防災資機材 (2/3)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	16台	緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、伊方町役場、みなと荘、八幡浜営業所、モニタ車等	1回/Cy
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	1台	緊急時対策所	
	可搬式ダスト測定関連機器 (1)サンプラー (2)測定器	ダストサンプラー	7台	モニタ車、乗用車	
		車載用ダストモニタ	1台	モニタ車	
		Ge式多重波高分析装置	1台	環境測定室	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 (1)サンプラー (2)測定器	ヨウ素サンプラー <sup>注</sup>	注: 可搬式ダスト測定関連機器と共に使用		
		車載用ヨウ素モニタ <sup>注</sup>			
		Ge式多重波高分析装置 <sup>注</sup>			
	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	100個	九町越寮	1回/年 員数確認
			20個	八幡浜営業所	
	電子式線量計	43台	緊急時対策所		1回/Cy
その他	エリアモニタリング設備	格納容器高レンジエリアモニタ	12台	1号機 格納容器内 2号機 格納容器内 3号機 格納容器内	1回/Cy
		使用済燃料ピットモニタ	3台	1号機 管理区域内 2号機 管理区域内 3号機 管理区域内	1回/Cy
		可搬型エリアモニタ	1台	1号機 管理区域内	1回/Cy
		補助建屋(家)換気空調系ガスモニタ	2台	2号機 管理区域内 3号機 管理区域内	1回/Cy

※: 1回/Cy(サイクル)とは、原則として原子炉施設の施設定期検査または特別な保全計画としての点検毎に行うこという。

別表 2-4 原子力防災資機材（3/3）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
計測器等	環境中の放射線量または放射性物質の測定のための車両	モニタ車	2台	1/2号機側車庫	道路交通法に基づく点検
		Na I フィールドモニタ	2台	モニタ車	1回/Cy
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	30,000錠	救護室	1回/年 員数確認
			80,000錠	八幡浜営業所	
	担架	担架	3台	出入管理室、焼却炉建家	1回/年 員数確認
	除染用具	除染キット	1式	健康管理室	1回/年 員数確認
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	普通乗用車	1台	1/2号機側車庫	道路交通法に基づく点検
	屋外消火栓設備または動力消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1式	発電所構内	1回/年

※：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の施設定期検査または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。

別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材（1／3）

分類	名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
非常用 通信機器	公衆電話回線	10回線	代表電話、緊急時対策所	1回／年 通話確認
	社用電話	29台	緊急時対策所、内線	
	ファックス（地上系）	2台	緊急時対策所	
	IP電話（可搬）	40台	副長以上が携行	
	衛星電話	6台	緊急時対策所 中央制御室	
		2台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	
テレビ会議 システム	テレビ会議システム	1台	緊急時対策所	1回／年
		2台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	
国の統合原子 力防災ネット ワークへ接続 する機器	IPファックス（地上系）	1台	緊急時対策所	1回／年 通話確認
		2台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	
	IPファックス（衛星系）	1台	緊急時対策所	
		2台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	
	IP電話（固定）（地上系）	2台	緊急時対策所	
		4台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	
	IP電話（固定）（衛星系）	2台	緊急時対策所	
		4台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	
	テレビ会議システム (地上／衛星系)	1台	緊急時対策所	
		2台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室	
	SPDS	1式	総合事務所	1回／年

別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材(2/3)

分類	名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
計測器等	液体シンチレーションカウンタ	1台	環境測定室	1回/Cy
	全ベータ放射能測定装置	1台		1回/年 員数確認
	環境試料前処理器材	1式		
	ダストモニタ モニタリングステーション	1台	モニタリングステーション	1回/Cy
	ヨウ素モニタ モニタリングステーション	1台		
	ホールボディカウンタ	2台	事務別館2階 EL84m	
車両	業務車	2台	1/2号機側車庫	道路交通法に基づく点検
	広報車(スピーカー搭載車)	1台		
	マイクロバス	1台		
	緊急車	1台	八幡浜営業所	
緊急被ばく 医療活動用 資機材	吸引器	1台	健康管理室 (救護処置室)	1回/年 動作確認
	血圧計	2台		
	酸素蘇生器	2台		
	放射能除染室	1室	事務別館1階	
緊急時対応に 必要な主な資 機材	空冷式非常用発電装置(1825kVA)	4台	EL32m	1回/週、 1回/年
	電源車(300kVA)	1台	EL32m	1回/月、 1回/年
	ケーブル	一式	EL32m, 10m等	1回/年
	中継端子盤	7面	EL32m, 10m	
	配電線受電盤	9面	EL32m	
	可搬型消防ポンプ [放水量: 60.0m³/h、送水圧力: 0.7MPa]	4台	3号RE/B EL10m	2回/月、 1回/年
	ホース	一式	EL32m、使用済燃料 ピット等	1回/年
	海水取水用水中ポンプ [定格流量: 216m³/h、定格揚程: 35m]	28台	EL32m	1回/年
	海水取水用水中ポンプ盤、変圧器盤	一式	EL32m	1回/年

※: 1回/Cy(サイクル)とは、原則として原子炉施設の施設定期検査または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。

別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材(3/3)

分類	名称	数量	設置箇所・保管場所	点検頻度
緊急時対応に必要な主な資機材	消防自動車 [放水量: 120m <sup>3</sup> /h、送水圧力: 0.85MPa または放水量: 84m <sup>3</sup> /h、送水圧力: 1.4Ma]	2台	EL32m	1回/年
	ホイールローダ	1台	EL32m	1回/年
	トラック (ユニック車またはパワーゲート車)	1台	EL32m	1回/年
	ミニローリー	2台	EL32m	1回/3カ月
	燃料(軽油)	約10キロリットル	EL84m	1回/6ヶ月
	燃料(ガソリン)	約2キロリットル	EL32m	
原子力事業所災害対策支援に必要な主な資機材	GM汚染サーベイメータ	18台	四国電力原子力保安研修所 (愛媛県松山市)	1回/年
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台		1回/年
	電離箱サーベイメータ	2台		1回/年
	保護衣類(タイベック)	2700着		1回/年 目視点検
	保護具類(全面マスク)	675個		
	ヨウ素剤	4860錠		
	個人線量計	405台	伊方発電所	1回/年
	入退域管理用機材	1式		
	除染用具	1式		

別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料

資料名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25, 000) ※ ② 発電所周辺地域地図 (1/50, 000) ※
2. 発電所周辺航空写真パネル※
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット) ※
8. 系統図およびプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図※
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測器配置図 (各ユニット)
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定※ ② 伊方発電所 原子力事業者防災業務計画※
13. 事故時操作基準

□ : 原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する書類

※ : 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内
建物の仕様	免震構造
床面積	約 600 m <sup>2</sup>
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 ガスタービン発電機（容量 1,000 kVA）
燃料（重油）	タンク容量：35 kL（補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施）

2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

(1) 四国電力大洲営業所

所在地	愛媛県大洲市若宮535の2
発電所からの方位、距離	東 約 20 km
敷地面積	約 1700 m <sup>2</sup>
非常用電源	発電機車または可搬型発電機
通信機器	衛星電話※およびFAX（内線1回線、外線2回線） 社内IP電話より使用可能
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

※松山支店または宇和島支店等から、可搬型アンテナを小型車両等で搬送

(2) 四国電力宇和島支店

所在地	愛媛県宇和島市鶴島町1番28号
発電所からの方位、距離	南東 約 40 km
敷地面積	約 1300 m <sup>2</sup>
非常用電源	ディーゼル発電機（容量 250 kVA）

通信機器	衛星電話およびFAX（内線1回線、外線2回線） 社内IP電話より使用可能
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

(3) 四国電力原子力保安研修所

所在地	愛媛県松山市湊町6丁目1の2
発電所からの方位、距離	北東 約60km
敷地面積	約1900m <sup>2</sup>
非常用電源	ガスタービン発電機（容量250kVA）
通信機器	衛星電話およびFAX（内線2回線、外線4回線） 社内IP電話より使用可能
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

3. 本店非常災害対策室

所在地	香川県高松市丸の内2番5号
建物の仕様	建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する
床面積	約200m <sup>2</sup>
非常用電源	ターボディーゼル発電機（容量1,500kVA） タービン発電機（容量1,000kVA）
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

4. 松山原子力本部非常災害対策室

所在地	愛媛県松山市湊町6丁目1の2
建物の仕様	建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する
床面積	約190m <sup>2</sup>
非常用電源	ガスタービン発電機（容量250kVA）
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達

別表2-8 訓練の種類

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
防災訓練	発電所、本店、松山原子力本部および東京支社の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。
AM訓練	発電所の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	原子力緊急事態支援組織との連携について、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。
通報訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者 連絡責任者および連絡当番者	4回／年	発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡責任者および連絡当番者による通報連絡に係る活動を行う。
緊急被ばく医療訓練	発電所防災組織の総務班、技術支援班および当直員	1回／年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。
モニタリング訓練	発電所防災組織の技術支援班	1回／年	空間線量当量率測定用サーベイメータおよび汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。
避難誘導訓練	発電所防災組織の総務班他	1回／年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

別表2-9 原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名(組織長、対応要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 ・支援要請</p> <pre> graph LR     A[発災事業者*] --&gt; B["(平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡担当者"]     B --&gt; C[支援組織要員]     A &lt;--&gt; B     </pre> <p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。</li> <li>支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。</li> <li>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。</li> <li>以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。</li> </ul>

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	2台	資機材保管スペース
	障害物撤去用ロボット	1台	
除染資機材	除染資機材	1式	

別表 2-10 S P D S データ項目

## 伊方1号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ	cpm
3	補助建家排気筒ガスモニタ	cpm
4	補助建家排気筒高レンジガスモニタ	cpm
5	風向(気象鉄塔)	度
6	風速(アノログ)(気象鉄塔)	m/s
7	大気安定度	—
8	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h
9	モニタポストNO. 1空間γ線量率	nGy/h
10	モニタポストNO. 2空間γ線量率	nGy/h
11	モニタポストNO. 3空間γ線量率	nGy/h
12	モニタポストNO. 4空間γ線量率	nGy/h
13	ループ1B 1次冷却材圧力	MPa
14	ループ1A 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
15	ループ1B 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
16	高压注入ライン原子炉容器側流量	m3/h
17	高压注入ライン低温配管側流量	m3/h
18	余熱除去ループ1A流量	m3/h
19	余熱除去ループ1B流量	m3/h
20	高压注入ポンプ1A(運転/停止)	—
21	高压注入ポンプ1B(運転/停止)	—
22	余熱除去ポンプ1A(運転/停止)	—
23	余熱除去ポンプ1B(運転/停止)	—
24	出力領域チャンネル出力平均値1分間平均値	%
25	中間領域電流	A
26	制御棒落下(引抜/全挿入)	—
27	加圧器水位	%
28	格納容器圧力	MPa
29	格納容器隔離A(T信号)作動(発生/復帰)	—
30	格納容器スプレイライン1A流量	m3/h
31	格納容器スプレイライン1B流量	m3/h
32	格納容器スプレイポンプ1A(運転/停止)	—
33	格納容器スプレイポンプ1B(運転/停止)	—
34	6-1C母線電圧	kV
35	6-1D母線電圧	kV
36	DG-1A受電しや断器(入/切)	—
37	DG-1B受電しや断器(入/切)	—
38	炉内TC瞬時最高値	°C
39	炉内TC瞬時平均値	°C
40	1次冷却材サブクール度(ループ)	°C
41	格納容器高レンジエリアモニタ	mSv/h
42	格納容器内温度	°C
43	格納容器再循環サンプ水位	%
44	燃料取替用水タンク水位	%
45	呑てんライン流量	m3/h
46	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm
47	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
48	蒸気発生器1A広域水位	%
49	蒸気発生器1B広域水位	%
50	補助給水ライン1A流量	m3/h
51	補助給水ライン1B流量	m3/h
52	主給水ライン1A流量	t/h
53	主給水ライン1B流量	t/h
54	主蒸気ライン1A圧力	MPa
55	主蒸気ライン1B圧力	MPa
56	安全注入作動(発生/復帰)	—
57	原子炉容器水位	%
58	線源領域計数率	cps
59	格納容器ガスモニタ	cpm
60	放水口水モニタ(1,2号用)	cps
61	出力領域中性子束平均値	%

伊方2号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ	cpm
3	補助建家排気筒ガスモニタ	cpm
4	補助建家排気筒高レンジガスモニタ	cpm
5	風向(気象鉄塔)	度
6	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s
7	大気安定度	—
8	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h
9	モニタポストNO.1空間γ線量率	nGy/h
10	モニタポストNO.2空間γ線量率	nGy/h
11	モニタポストNO.3空間γ線量率	nGy/h
12	モニタポストNO.4空間γ線量率	nGy/h
13	ループ2A 1次冷却材圧力	MPa
14	ループ2A 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
15	ループ2B 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
16	高圧注入ライン原子炉容器側流量	m3/h
17	高圧注入ライン低温配管側流量	m3/h
18	余熱除去ループ2A流量	m3/h
19	余熱除去ループ2B流量	m3/h
20	高圧注入ポンプ2A(運転/停止)	—
21	高圧注入ポンプ2B(運転/停止)	—
22	余熱除去ポンプ2A(運転/停止)	—
23	余熱除去ポンプ2B(運転/停止)	—
24	出力領域チャンネル出力平均値1分間平均値	%
25	中間領域電流	A
26	制御棒落下(引抜/全挿入)	—
27	加圧器水位	%
28	格納容器圧力	MPa
29	格納容器隔離A(T信号)作動(発生/復帰)	—
30	格納容器スプレイライン2A流量	m3/h
31	格納容器スプレイライン2B流量	m3/h
32	格納容器スプレイポンプ2A(運転/停止)	—
33	格納容器スプレイポンプ2B(運転/停止)	—
34	6-2C母線電圧	kV
35	6-2D母線電圧	kV
36	DG-2A受電しゃ断器(入/切)	—
37	DG-2B受電しゃ断器(入/切)	—
38	炉内TC瞬時最高値	°C
39	炉内TC瞬時平均値	°C
40	1次冷却材サブクール度(ループ)	°C
41	格納容器高レンジエリアモニタ	mSv/h
42	格納容器内温度	°C
43	格納容器再循環サンプ水位	%
44	燃料取替用水タンク水位	%
45	充てんライン流量	m3/h
46	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm
47	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
48	蒸気発生器2A広域水位	%
49	蒸気発生器2B広域水位	%
50	補助給水ライン2A流量	m3/h
51	補助給水ライン2B流量	m3/h
52	主給水ライン2A流量	t/h
53	主給水ライン2B流量	t/h
54	主蒸気ライン2A圧力	MPa
55	主蒸気ライン2B圧力	MPa
56	安全注入作動(発生/復帰)	—
57	原子炉容器水位	%
58	線源領域計数率	cps
59	格納容器ガスモニタ	cpm
60	放水口水モニタ(1,2号用)	cps
61	出力領域中性子束平均値	%

伊方3号機

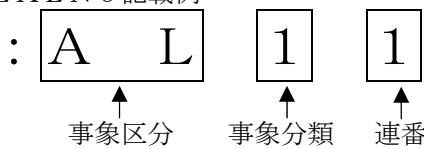
No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ	cpm
3	補助建屋排気筒ガスモニタ	cpm
4	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ	cpm
5	風向(気象鉄塔)	度
6	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s
7	大気安定度	—
8	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h
9	モニタボストNO.1空間γ線量率	nGy/h
10	モニタボストNO.2空間γ線量率	nGy/h
11	モニタボストNO.3空間γ線量率	nGy/h
12	モニタボストNO.4空間γ線量率	nGy/h
13	ループC 1次冷却材圧力	MPa
14	ループA 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
15	ループB 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
16	ループC 1次冷却材高温側温度(広域)	°C
17	高圧注入ラインA流量	m³/h
18	高圧注入ラインB流量	m³/h
19	余熱除去ループA流量	m³/h
20	余熱除去ループB流量	m³/h
21	高圧注入ポンプA(運転/停止)	—
22	高圧注入ポンプB(運転/停止)	—
23	余熱除去ポンプA(運転/停止)	—
24	余熱除去ポンプB(運転/停止)	—
25	出力領域平均中性子束チャンネル平均値1分間平均値	%
26	中間領域中性子束	A
27	制御棒炉底(引抜/全挿入)	—
28	加圧器水位	%
29	格納容器内圧力(広域)	MPa
30	格納容器隔離A(T信号)作動(発生/復帰)	—
31	格納容器スプレイラインA流量	m³/h
32	格納容器スプレイラインB流量	m³/h
33	格納容器スプレイポンプA(運転/停止)	—
34	格納容器スプレイポンプB(運転/停止)	—
35	6-3C母線電圧	kV
36	6-3D母線電圧	kV
37	ディーゼル発電機A遮断器(入/切)	—
38	ディーゼル発電機B遮断器(入/切)	—
39	炉心出口最大温度	°C
40	炉心出口平均温度	°C
41	1次冷却材サブクール度(ループ)	°C
42	格納容器高レンジエリアモニタ	mSv/h
43	格納容器内温度	°C
44	格納容器再循環サンプA水位(広域)	%
45	燃料取替用水タンク水位	%
46	充てんライン流量	m³/h
47	復水器排気ガスモニタ	cpm
48	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
49	蒸気発生器A広域水位	%
50	蒸気発生器B広域水位	%
51	蒸気発生器C広域水位	%
52	補助給水ラインA流量	m³/h
53	補助給水ラインB流量	m³/h
54	補助給水ラインC流量	m³/h
55	主給水ラインA流量	t/h
56	主給水ラインB流量	t/h
57	主給水ラインC流量	t/h
58	主蒸気ラインA圧力	MPa
59	主蒸気ラインB圧力	MPa
60	主蒸気ラインC圧力	MPa
61	安全注入作動(発生/復帰)	—
62	原子炉容器水位	%
63	線源領域中性子束	cps
64	格納容器ガスモニタ	cpm
65	放水ピット水モニタ(3号用)	cps
66	出力領域平均中性子束	%

【空白項】

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o <sup>*1</sup>	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 0 1		

\*1 E A L N o記載例



事象区分	
A L	警戒事象
S E	施設敷地緊急事象
G E	全面緊急事象
X A L	事業所外運搬
X S E	(EAL対象外)
X G E	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬(EAL対象外)

なお、E A L N oは、B W RおよびP W R共通のため、B W R特有事象で使用するE A L N oは、欠番となる。

## 伊方発電所における解釈

<敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇>

以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が  $0.15 \mu\text{Sv}/\text{h}$  を超えたとき。
- (2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、 $0.15 \mu\text{Sv}/\text{h}$  を超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

注 1 「伊方発電所における解釈」に記載する運転モード表（以下、解釈で同じ）

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルト状態
1	出力運転（出力領域中性子束指示 5 %超）	全ボルト締付
2 (停止時)	出力運転（出力領域中性子束指示 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入による原子炉の停止	全ボルト締付
2 (起動時)	臨界操作のための制御グループ引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示 5 %以下）	全ボルト締付
3	1 次冷却材温度 $177^\circ\text{C}$ 以上	全ボルト締付
4	1 次冷却材温度 $93^\circ\text{C}$ 超 $177^\circ\text{C}$ 未満	全ボルト締付
5	1 次冷却材温度 $93^\circ\text{C}$ 以下	全ボルト締付
6	1 次冷却材温度 $93^\circ\text{C}$ 以下	1本以上が緩められている

注 2 各 E A L 事象を判断するために使用する計器指示が「伊方発電所における解釈」に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、E A L 事象とはならない。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o <sup>※1</sup>	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 1	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で<math>1 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上を検出したときは、<math>1 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上となったとき。</p>	

## 伊方発電所における解釈

### <敷地境界付近の放射線量の上昇>

モニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 1 地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。※1、※2
- (2) 1 地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したモニタリングステーション又はモニタリングポストの周辺の中性子線量率を中性子線測定サーベイメータにて測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。※1

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1 \text{Gy}/\text{h} = 1 \text{Sv}/\text{h}$ として運用する。

※2 2 地点以上を同時に検出した場合は、「G E 0 1」にて通報する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- (1) 落雷のときに検出された場合。
- (2) 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（様式自由）で報告した場合。

- ・補助建家排気筒高レンジガスモニタ（1, 2 号機）
- ・補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（3 号機）
- ・格納容器排気筒高レンジガスモニタ（1, 2, 3 号機）
- ・格納容器内高レンジエリアモニタ（1, 2, 3 号機）※3
- ・使用済燃料ピットエリアモニタ（1, 2, 3 号機）
- ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ（1 号機）
- ・補助建家換気空調系ガスモニタ（2 号機）
- ・補助建屋換気空調系ガスモニタ（3 号機）

※3 各号機単位で、照射済燃料を全て原子炉格納容器外へ搬出し、かつ、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを停止している場合には、原子力委員会へ「格納容器内に照射済燃料無し」と報告する。

愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

ただし、落雷のときに検出された場合は除く。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 0 1	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で<math>1 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上を検出したときは、<math>1 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が10分以上継続して<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上となったとき。</p> <p>所在都道府県知事又は関係都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で<math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合は除く。</p>	

## 伊方発電所における解釈

### <敷地境界付近の放射線量の上昇>

モニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 1 地点において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を 10 分間以上継続して検出したとき。<sup>\*1</sup>
- (2) 2 地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。<sup>\*1</sup>
- (3) 1 地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子線測定サーバイメータにて $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したモニタリングステーション又はモニタリングポストの周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が 10 分以上継続して $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。<sup>\*1</sup>

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針に基づき、 $1 \text{Gy}/\text{h} = 1 \text{Sv}/\text{h}$ として運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- (1) 落雷のときに検出された場合。
- (2) 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（様式自由）で報告した場合。

- ・補助建家排気筒高レンジガスモニタ（1, 2 号機）
- ・補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（3 号機）
- ・格納容器排気筒高レンジガスモニタ（1, 2, 3 号機）
- ・格納容器内高レンジエリアモニタ（1, 2, 3 号機）<sup>\*2</sup>
- ・使用済燃料ピットエリアモニタ（1, 2, 3 号機）
- ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ（1 号機）
- ・補助建家換気空調系ガスモニタ（2 号機）
- ・補助建屋換気空調系ガスモニタ（3 号機）

※2 各号機単位で、照射済燃料を全て原子炉格納容器外へ搬出し、かつ、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを停止している場合には、原子力委員会へ「格納容器内に照射済燃料無し」と報告する。

愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

ただし、落雷のときに検出された場合は除く。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 2 G E 0 2	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	

## 伊方発電所における解釈

<通常放出経路での気体放射性物質の放出>

敷地境界付近の最大となる地点で、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒モニタ指示値 (cpm) に換算した値を 10 分以上継続して検出したとき。

- (1) 1号機補助建家排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値 : 1800cpm以上)
- (2) 1号機格納容器排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値 : 2700cpm以上)
- (3) 2号機補助建家排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値 : 340cpm以上)
- (4) 2号機格納容器排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値 : 770cpm以上)
- (5) 3号機補助建屋排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値 : 590cpm以上)
- (6) 3号機格納容器排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値 : 710cpm以上)

原災法施行令に基づき、SE02とGE02は同じ判断基準値。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 3 G E 0 3	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	

## 伊方発電所における解釈

<通常放出経路での液体放射性物質の放出>

液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値 (cpm) を10分以上継続して検出したとき。

- (1) 1号廃棄物処理設備排水モニタ指示値 : 880,000cpm 以上)
- (2) 2号廃棄物処理設備排水モニタ指示値 : 880,000cpm 以上)
- (3) 3号廃棄物処理設備排水モニタ指示値 : 480,000cpm 以上)

原災法施行令に基づき、S E 0 3 と G E 0 3 は同じ判断基準値。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 4	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、<math>50 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	
G E 0 4	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、<math>5 \text{mSv}/\text{h}</math>以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	

## 伊方発電所における解釈

### <火災、爆発等による放射線量の検出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を10分間以上継続して検出したとき。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量率の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出する蓋然性が高いとき。

### <火災、爆発等による異常な放射線量の検出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を10分間以上継続して検出したとき。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量率の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出する蓋然性が高いとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 5	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が <math>5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	
G E 0 5	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が <math>500 \mu\text{Sv}/\text{h}</math> の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	

## 伊方発電所における解釈

### <火災爆発による管理区域外での放射性物質の放出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が  $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$  に相当するものとして以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射能物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

#### 【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に 50 を乗じて得た値
  - 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
  - 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値
- ※ 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「G E 0 2」、「G E 0 3」で通報する。

### <火災爆発による管理区域外での放射性物質の放出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所うち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が  $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$  に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射能物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

#### 【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に 5000 を乗じて得た値
  - 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
  - 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの）のうち、最も低いものに 5000 を乗じて得た値
- ※ 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「G E 0 2」、「G E 0 3」で通報する。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 6	原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の内部を除く。)において、核 燃料物質の形状による管理、質量による 管理その他の方法による管理が損なわ れる状態その他の臨界状態の発生の蓋 然性が高い状態にあること。	
G E 0 6	原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。)におい て、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂 の連鎖反応が継続している状態をい う。)にあること。	

## 伊方発電所における解釈

### <施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ>

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。

### <施設内（原子炉外）臨界事故>

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と考えられる中性子線又はガンマ線が検出されたとき。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 1 1	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信され原因の特定ができないこと。	(解説) 当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があり、追加の一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。
G E 1 1	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の自動及び手動挿入によって原子炉を停止ができないこと、又は停止が確認できること。	(解説) 上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、緊急事態宣言の判断基準とする。 原子炉の非常停止が必要な場合とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 原子炉を停止することができないこと又は停止が確認できることとは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入操作によても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できることをいう。

## 伊方発電所における解釈

### <原子炉停止機能の異常の恐れ>

モード1, 2において、原子炉出力に影響のある過渡事象の発生等により、原子炉保護系の1チャンネルからパーシャル原子炉トリップ信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以上継続したとき。

ただし、トリップ信号に係わる関係パラメータにより、直ちにパーシャルトリップ信号が誤動作と判断できる場合は除く。

### <原子炉停止の失敗または停止確認不能>

モード1, 2において、原子炉トリップが必要な場合において以下の事象が発生したとき。

- (1) 制御棒の自動挿入、制御棒の手動挿入、手動原子炉トリップ、MGセット電源断による制御棒の挿入および現地での原子炉トリップしや断器開放のうち、いずれの操作もできないとき。
- (2) 制御棒挿入操作によっても、原子炉出力が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が負にならないとき、またはその状態が確認できないとき。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 2 1	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	(解説) 非常用炉心冷却装置の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。
S E 2 1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	(解説) 左記の場合にも非常用炉心冷却装置が作動することにより、原子炉は冷却されるが、原子炉冷却材漏えいに伴う原子炉冷却能力の低下にいたる恐れがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 2 1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	(解説) 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に発展する可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。とは、非常用炉心冷却装置のポンプが起動しない、あるいは注入弁が開とならないこと等の状態である。 また、1系統以上の非常用炉心冷却装置あるいは原子炉隔離時冷却系装置により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

## 伊方発電所における解釈

### <原子炉冷却材の漏えい>

モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、または、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が格納容器内に流出し、その漏えい率が $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ を超えた場合において、以下の状態になったとき。

- (1) 4時間以内に $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ 以下に漏えい量を回復できないとき。
- (2) 12時間以内にモード3にできないとき。
- (3) 56時間以内にモード5にできないとき。

### <原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動>

モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、または、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が流出し、原子炉圧力低下により、工学的安全施設作動設定値に達したとき。

### <原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能>

モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、または、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が流出し、原子炉圧力低下により、工学的安全施設作動設定値に達した場合において以下となったとき。

- (1) すべての高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。
- (2) 高圧注入系および低圧注入系の弁が「開」しない等により、原子炉への注水が確認できないとき。  
ただし、1、2号機においては、1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入可能圧力に低下するまでの間は、除く。
- (3) 炉心出口温度 $350^\circ\text{C}$ 以上の状態が30分以上観測されたとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	(解説) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
S E 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。	(解説) 通常の起動・停止工程において1次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、対象とならない。
G E 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	(解説) 1次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、1次冷却材が系外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の溶融に発展する可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこととは、非常用炉心冷却装置のポンプが起動しない、あるいは注入弁が「開」しないこと等の状態である。 また、1系統以上の非常用炉心冷却装置により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

## 伊方発電所における解釈

### <蒸気発生器給水機能喪失のおそれ>

モード1、2、3および4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、以下の状況となったとき。

- (1) 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動を確認できないとき。
- (2) 補助給水流量が以下のとき。

#### 【1，2号機】

補助給水流量の合計が、 $50\text{ m}^3/\text{h}$ 未満。

#### 【3号機】

補助給水流量の合計が、 $80\text{ m}^3/\text{h}$ 未満。

### <蒸気発生器給水機能の喪失>

モード1、2、3および4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失し、すべての蒸気発生器の狭域水位が0%以下となった状態で、以下のとき。

- (1) 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのすべての起動を確認できないとき。
- (2) 補助給水流量が以下のとき。

#### 【1，2号機】

補助給水流量の合計が、 $50\text{ m}^3/\text{h}$ 未満。

#### 【3号機】

補助給水流量の合計が、 $80\text{ m}^3/\text{h}$ 未満。

### <蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能>

モード1、2、3および4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、蒸気発生器の広域水位が10%以下、または蒸気発生器からの放出経路が確保できない場合等、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のとき。

- (1) すべての高圧注入ポンプが起動しないとき。
- (2) 高圧注入系弁が「開」しない等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。  
ただし、1次冷却材圧力が、当該機器の定格圧力以下まで低下するまでの間は、対象としない。
- (3) 炉心出口温度 $350^\circ\text{C}$ 以上の状態が30分以上観測されたとき。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL 25 AL 26	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失につながる可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。
SE 25 SE 26	全ての非常用の交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電気設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。	(解説) 左記の場合、タービン動補助給水ポンプなどの交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 全ての常用及び非常用の交流母線からの電気の供給が停止とは、外部電源が喪失し、かつ、すべての非常用ディーゼル発電機(恒設の非常用発電機を含む)からの受電に失敗することをいう。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第5号)において求められる恒設の非常用発電機が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。

## 伊方発電所における解釈

＜全交流電源喪失のおそれ（1，2，3号機）＞

交流電源が以下となったとき。

### 【1，2号機】（AL26）

- (1) 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器または予備変圧器いずれかひとつとなり、その状態が15分以上継続したとき。
- (2) 電力系統および主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電源の供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。

### 【3号機】（AL25）（AL26）

- (1) 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器または予備変圧器のいずれかひとつになり、その状態が15分以上継続したとき。
- (2) 電力系統および主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電源の供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。

※ただし、新規制基準審査に係る空冷式非常用発電装置五号使用前検査合格までは「AL26」、合格後は「AL25」を適用する。

＜全交流電源の5分以上喪失（1，2，3号機）＞

交流電源が以下となったとき。

### 【1，2号機】（SE26）

非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器および予備変圧器からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が5分以上継続したとき。

### 【3号機】（SE26）

非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、および予備変圧器からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が5分以上継続したとき。

※ただし、新規制基準審査に係る空冷式非常用発電装置五号使用前検査合格後は「SE25」を適用する。

＜全交流電源の30分以上喪失（3号機）＞

交流電源が以下となったとき。

### 【3号機】（SE25）

非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、および予備変圧器からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が30分以上継続したとき。

※ただし、新規制基準審査に係る空冷式非常用発電装置五号使用前検査合格までは「SE26」を適用する。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 2 5	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電気設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。	(解説) 炉心溶融に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第5号)において求められる恒設の非常用発電機が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。
G E 2 6		

## 伊方発電所における解釈

＜全交流電源の30分以上喪失（1，2，3号機）＞

交流電源が以下となったとき。

【1，2号機の場合】（G E 2 6）

非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器および予備変圧器からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が30分以上継続したとき。

【3号機の場合】（G E 2 6）

非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、および予備変圧器からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が30分以上継続したとき。

※ただし、新規制基準審査に係る空冷式非常用発電装置五号使用前検査合格後は「G E 2 5」を適用する。

＜全交流電源の1時間以上喪失（3号機）＞

交流電源が以下となったとき。

【3号機の場合】（G E 2 5）

非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、および予備変圧器からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が1時間以上継続したとき。

※ただし、新規制基準審査に係る空冷式非常用発電装置五号使用前検査合格までは「G E 2 6」を適用する。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 2 7	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合、非常用直流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 2 7	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

## 伊方発電所における解釈

### <直流電源の部分喪失>

非常用直流母線が一となった場合において、電気を供給している蓄電池または交流直流変換装置が、当該非常用直流母線中で1つとなった状態が5分以上継続したとき。

ただし、計画的な点検の場合は除く。

### <全直流電源の5分以上喪失>

非常用直流母線に電気を供給しているすべての蓄電池および交流直流変換装置が使用不能となり、その状態が5分以上継続したとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 2 8	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水が喪失することによる冷却能力の低下等により、炉心損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心損傷に発展した場合に備え、炉心損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量とは、格納容器高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。

## 伊方発電所における解釈

### <炉心損傷の検出>

モード1、2および3において、格納容器高レンジエリアモニタの線量率が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上となり、かつ炉心出口温度が $350^\circ\text{C}$ 以上となったとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 2 9	原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	(解説) 直ちに照射済燃料集合体の露出につながらないものの、事象の重大性に鑑み警戒事態の判断基準とする。
S E 2 9	原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	(解説) 直ちに照射済燃料集合体の露出につながらないものの、事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 2 9	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能を喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	(解説) 原子炉冷却材の温度が上昇し、やがて沸騰、蒸散が生じる。このような状態が継続すれば照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。

## 伊方発電所における解釈

### <停止中の原子炉冷却機能の一部喪失>

モード5（1次冷却系非満水）および6（キャビティ低水位）において、以下となつたとき。

- (1) 1次冷却材配管の水位が低下し、差圧式ノズルセンター水位計、超音波式ノズルセンター水位計および仮水面計の指示がノズルセンター水位低警報値以下となつた状態が30分以上継続したとき。

ただし、計器の故障であることが判断できる場合は、除く。

- (2) 1台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となつたとき。

- (3) 1台の余熱除去冷却器の機能喪失等により、熱除去機能が喪失したとき。

### <停止中の原子炉冷却機能の喪失>

モード5（1次冷却系非満水）および6（キャビティ低水位）において、以下となつたとき。

- (1) 1次冷却材配管の水位が低下し、差圧式ノズルセンター水位計、超音波式ノズルセンター水位計および仮水面計の指示が下端以下となつた状態が30分以上継続したとき。

ただし、計器故障であることが判断できる場合は、除く。

- (2) すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となつたとき。

- (3) すべての余熱除去冷却器の機能喪失等により、熱除去機能が喪失したとき。

### <停止中の原子炉冷却機能の完全喪失>

モード5（1次冷却系非満水）および6（キャビティ低水位）において、以下となつたとき。

- (1) すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能が喪失し、かつ充てんポンプおよび高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段のすべてが喪失したとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 3 0	使用済燃料貯蔵槽が一定水位まで低下すること。	(解説) 通常直ちに貯蔵槽への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカーが機能しないなど、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。
S E 3 0	照射済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位が維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	(解説) 通常直ちに貯蔵槽への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、このような状態が疑われる状況において、当該貯蔵槽の水位を確認できない状況にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を確認できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて該当する事象とする。
G E 3 0	照射済燃料集合体の貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	(解説) 左記の場合、直ちに燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力の低下が起こり、現場のアクセス性が阻害されるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、これらの事態が疑われる状況において、当該貯蔵槽の水位を確認できない状態にあることは、上記と同様の状況にあることが否定できること及び確認できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて該当する事象とする。

## 伊方発電所における解釈

### <使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ>

使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下の状態となつたとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が以下のサイホンブレーカー吸い込み位置まで低下したとき。

1号機：NWL - 26 cm以下

2号機：NWL - 26 cm以下

3号機：NWL - 23 cm以下

(2) 使用済燃料ピット水位低警報発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視等で確認できない状態が1時間以上継続したとき。

ただし、燃料輸送等により、計画的に水位を低下させた場合または計画的な点検の場合は除く。

NWL：通常水位（1号機 EL. 31.94m、2号機 EL. 31.94m、3号機 EL. 31.86m）

### <使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失>

使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となつたとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピットポンプ吸い込み配管上端まで低下したとき。

1号機：NWL - 124 cm以下

2号機：NWL - 124 cm以下

3号機：NWL - 120 cm以下

(2) 使用済燃料ピット水位低警報発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視等で確認できない状態が3時間以上継続したとき。

ただし、燃料輸送等により、計画的に水位を低下させた場合または計画的な点検の場合は除く。

NWL：通常水位（1号機 EL. 31.94m、2号機 EL. 31.94m、3号機 EL. 31.86m）

### <使用済燃料貯蔵槽冷却の喪失・放射線放出>

使用済燃料ピットが以下となつたとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方2mの水位まで低下したとき。

1号機：NWL - 515 cm

2号機：NWL - 515 cm

3号機：NWL - 562 cm

(2) 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が計測範囲の上限を超えたとき。

ただし、計測器点検中または計器故障であることが直ちに判断できる場合は除く。

NWL：通常水位（1号機 EL. 31.94m、2号機 EL. 31.94m、3号機 EL. 31.86m）

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	(解説) 左記の様な状態が一定時間継続する場合は、その事態の重要性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。 格納容器冷却機能などの常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しない。
G E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	(解説) 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。

## 伊方発電所における解釈

### <格納容器健全性喪失のおそれ>

モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、あるいは、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が格納容器内に流出し、格納容器スプレイ作動信号の設定値\*を超えた状態で、以下の状態となったとき。

- (1) すべての格納容器スプレイポンプが起動しないとき。
- (2) スプレイ系統の注水ライン弁が「開」しない等により、スプレイ水の注水が確認できないとき。
- (3) 格納容器圧力の上昇が10分以上継続しているとき。

\*設定値は、以下のとおり。

#### 【1，2号機】

格納容器圧力：0.120 MPa

#### 【3号機】

格納容器圧力：0.127 MPa

### <格納容器圧力の異常上昇>

モード1、2、3および4において、格納容器が最高使用圧力または最高使用温度\*に達したとき。

\*最高使用圧力と最高使用温度は、以下のとおり。

#### 【1，2号機】

格納容器最高使用圧力：0.267 MPa

格納容器最高使用温度：130°C（最高使用圧力時の飽和温度）

#### 【3号機】

格納容器最高使用圧力：0.283 MPa

格納容器最高使用温度：132°C（最高使用圧力時の飽和温度）

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 4 2	燃料被覆管障壁もしくは原子炉 冷却系障壁が喪失するおそれがあ ること、又は、燃料被覆管障壁もしく は原子炉冷却系障壁が喪失する こと。	(解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁の喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁の喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失  なお、本規定については、原子力事業者が” NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子 力事業者防災業務計画に詳細を定めるもの とする。

## 伊方発電所における解釈

### <単一障壁の喪失または喪失可能性>

モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失のおそれがあるとき。

- (1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。
- (2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。
- (3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。
- (4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

各障壁の状況は、以下のとおり、

#### 【1，2号機】

「燃料被覆管障壁の喪失するおそれ」・・・1次冷却材サブクール度が喪失

「燃料被覆管障壁の喪失」・・・・・・・・・・・炉心出口温度の最高値が350℃以上

「原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ」・・・抽出隔離をした状態で、充てんポンプ1台分の流量を超過

「原子炉冷却系障壁の喪失」・・・・・・・・・・・加圧器圧力低による工学的安全施設作動設定値<sup>※1</sup>以下  
ただし、2次冷却材喪失事故は除く。

※1 設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.87 MPa または加圧器圧力 12.55 MPa + 加圧器水位 5%

#### 【3号機】

「燃料被覆管障壁の喪失するおそれ」・・・1次冷却材サブクール度が喪失

「燃料被覆管障壁の喪失」・・・・・・・・・・・炉心出口温度の最高値が350℃以上

「原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ」・・・抽出隔離をした状態で、充てんポンプ1台分の流量を超過

「原子炉冷却系障壁の喪失」・・・・・・・・・・・加圧器圧力低による工学的安全施設作動設定値<sup>※2</sup>以下  
ただし、2次冷却材喪失事故は除く。

※2 設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.48 MPa または加圧器圧力 12.17 MPa + 加圧器水位 5%

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／原災法施 行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 4 2	燃料被覆管の障壁が喪失した場 合において原子炉冷却系の障壁が 喪失するおそれがあること、燃料被 覆管の障壁及び原子炉冷却系の障 壁が喪失するおそれがあること、又 は燃料被覆管の障壁若しくは原子 炉冷却系の障壁が喪失するおそれ がある場合において原子炉格納容 器の障壁が喪失すること。	(解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失 +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁喪失するおそれ +格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ +格納容器障壁が喪失  なお、本規定については、原子力事業者が” NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子 力事業者防災業務計画に詳細を定めるもの とする。

## 伊方発電所における解釈

<2つの障壁の喪失または喪失可能性>

モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失のおそれがあるとき。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 燃料被覆管障壁が喪失       | +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ |
| (2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ  | +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ |
| (3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ  | +格納容器障壁が喪失        |
| (4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ | +格納容器障壁が喪失        |

各障壁の状況は、以下のとおり、

### 【1, 2号機】

「燃料被覆管障壁の喪失するおそれ」・・・1次冷却材サブクール度が喪失

「燃料被覆管障壁の喪失」.....炉心出口温度の最高値が350°C以上

「原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ」・・・抽出隔離をした状態で、充てんポンプ1台分の流量を超過

「格納容器障壁の喪失」.....①格納容器圧力上昇後の圧力低下

ただし、格納容器スプレイポンプ正常動作時およびヒートシンクによる低下は除く。

②環境への直接放出経路あり

### 【3号機】

「燃料被覆管障壁の喪失するおそれ」・・・1次冷却材サブクール度が喪失

「燃料被覆管障壁の喪失」.....炉心出口温度の最高値が350°C以上

「原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ」・・・抽出隔離をした状態で、充てんポンプ1台分の流量を超過

「格納容器障壁の喪失」.....①格納容器圧力上昇後の圧力低下

ただし、格納容器スプレイポンプ正常動作時およびヒートシンクによる低下は除く。

②環境への直接放出経路あり

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
G E 4 2	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<p>(解説)          以下のケースが考えられる。          燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本規定については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

## 伊方発電所における解釈

<2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性>

モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失のおそれがあるとき。

(1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+格納容器障壁が喪失するおそれ

各障壁の状況は、以下のとおり、

### 【1，2号機】

「燃料被覆管障壁の喪失」・・・・・・・炉心出口温度の最高値が350℃以上

「原子炉冷却系障壁の喪失」・・・・・・・加圧器圧力低による工学的安全施設作動設定値<sup>※1</sup>以下

ただし、2次冷却材喪失事故は除く。

「格納容器障壁の喪失のおそれ」・・・格納容器隔離信号発信時に1弁「閉」不能な系統が1系列以上あるとき。

※1 設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.87 MPa または加圧器圧力 12.55 MPa + 加圧器水位 5%

### 【3号機】

「燃料被覆管障壁の喪失」・・・・・・・炉心出口温度の最高値が350℃以上

「原子炉冷却系障壁の喪失」・・・・・・・加圧器圧力低による工学的安全施設作動設定値<sup>※2</sup>以下

ただし、2次冷却材喪失事故は除く。

「格納容器障壁の喪失のおそれ」・・・格納容器隔離信号発信時に1弁「閉」不能な系統が1系列以上あるとき。

※2 設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.48 MPa または加圧器圧力 12.17 MPa + 加圧器水位 5%

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 4 3	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するため原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	(解説) 原子炉格納容器の圧力を降下させることにより、炉心損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという状況の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。

## 伊方発電所における解釈

### <原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用>

モード1、2、3および4において、炉心出口温度の最高値が350℃以上となり、かつ格納容器内高レンジエリヤモニタで $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以下である状態で、原子炉の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 5 1	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
S E 5 1	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	(解説) 火災等により原子炉制御室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 5 1	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉の停止する機能及び冷温停止状態の維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

## 伊方発電所における解釈

<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ>

放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室操作盤および中央制御室外操作盤での操作および監視が容易にできなくなったとき。

<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失>

中央制御室が以下の状態となったとき。

- (1) 放射線レベルや室温の上昇等により、防護具または局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室の操作盤にて監視および操作ができなくなったとき。
- (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状態において、中央制御室の操作盤の安全系関連表示が一部消失※したとき。

※安全系関連表示が一部消失とは、以下の状態をいう。

### 【1，2号機】

計測制御設備の故障等により、大型表示装置、操作用パネルまたはハード計器でプラント状態監視もしくは警報が監視不能となったとき。

ただし、大型表示装置または操作用パネルの一部消灯または計画的な点検は除く。

### 【3号機の場合】

中央制御室の操作盤のうち、主盤または原子炉補助盤の直流電源の供給停止による表示灯および警報の消灯、計器用電源の供給停止による指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。

<原子炉制御室の機能喪失・警報喪失>

中央制御室が以下の状態になったとき。

- (1) 放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室からの退避が必要となったとき。
- (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状況において、中央制御室の操作盤での安全系関連表示がすべて消失※したとき。

※安全系関連表示がすべて消失とは、以下の状態をいう。

### 【1，2号機の場合】

計測制御設備の故障等により、大型表示装置、操作用パネルおよびハード計器でプラント状態監視および警報が監視できなくなったとき。

### 【3号機の場合】

中央制御室のすべての操作盤（主盤または原子炉補助盤）への直流電源の供給停止により表示灯および警報が消灯、かつ計器用電源の供給停止により指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 5 2	原子力事業所の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
S E 5 2	原子力事業所の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、事業所内通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備がすべて機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。

## 伊方発電所における解釈

### <所内外通信連絡機能の一部喪失>

原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、中央制御室から所内への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線のうち、いずれか1つの手段のみとなつたとき、または、中央制御室あるいは緊急時対策所から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線のうち、いずれか1つの手段のみとなつたとき。

### <所内外通信連絡機能の全ての喪失>

原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、中央制御室から所内への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線および中央制御室あるいは緊急時対策所から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線のすべてが使用不能となつたとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 5 3	重要区域において、火災又は溢水 が発生し安全機器等の機能の一部 が喪失するおそれがあること。	(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる 可能性があることから警戒事態の判断基準 とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲につ いては、原子力災害対策特別措置法に基づき 原子力事業者が作成すべき原子力事業者防 災業務計画等に関する命令（平成二十四年文 部科学省・経済産業省令第四号）第二条第二 項に基づき、原子力事業者が原子力事業者防 災業務計画において記載することとし、その 範囲の妥当性については、原子力規制委員会 が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。
S E 5 3	火災又は溢水が発生し、安全機器 等の機能の一部が喪失すること。	(解説) 左記の場合、原子炉の安全な状態を確保でき なくなる可能性があることから施設敷地 緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、原子力災害 対策特別措置法に基づき原子力事業者が作 成すべき原子力事業者防災業務計画等に關 する命令（平成24年文部科学省・経済産業 省令第4号）第2条第2項に基づき、原子力 事業者が原子力事業者防災業務計画におい て記載することとし、その範囲の妥当性につ いては、原子力規制委員会が原子力事業者防 災業務計画の届出を受けた後、確認すること とする。

## 伊方発電所における解釈

### <重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ>

重要区域において、火災<sup>\*1</sup>または溢水<sup>\*2</sup>が発生（重要区域外で発生した火災・溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、以下の状況となったとき。

- (1) 安全上重要な構築物、系統または機器の機能に障害が生じ、同一機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがあるとき。
- (2) 速やかに消火または溢水を停止できないとき。
- (3) 速やかに消火または溢水を停止できた場合でも火災または溢水の状況から安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合。

なお、別表2-1-2に定める安全上重要な構築物、系統あるいは機器が各適用モード外においては、除外できる。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水または原子炉格納容器スプレイおよび消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

### <火災・溢水による安全機能の一部喪失>

すべての区域において、火災<sup>\*1</sup>または溢水<sup>\*2</sup>が発生し、以下の状況となったとき。

- (1) 別表2-1-2に定める安全機器本体または動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。
- (2) 別表2-1-2に定める安全機器等のサポート設備が故障し、安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断したとき。

なお、別表2-1-2に定める安全上重要な構築物、系統あるいは機器が各適用モード外においては、除外できる。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水または原子炉格納容器スプレイおよび消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 5 4	原災法施行令第4条第4項第6号 原災法施行令第六条第四項第三号 又は第四号に掲げる事象	—

## 伊方発電所における解釈

### <特定事象にかかる緊急事態事象の発生>

原災法第10条（原子力防災管理者の通報義務等）として通報すべき事象は、原災法施行令第4条第4項第6号の定めるところにより、原子力緊急事態宣言発令の基準事象も通報対象となることから、原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うために設定したものである。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
—	当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
—	当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。	
—	当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。	

## 伊方発電所における解釈

### <大地震の発生>

愛媛県において、震度6弱以上の地震が発生し、原子力防災管理者が非常体制を発令したとき。

### <大津波警報の発令>

愛媛県瀬戸内海側に大津波警報が発令され、原子力防災管理者が非常体制を発令したとき。

### <その他>

伊方発電所において、地震、津波を除く自然現象の発生により、発電所設備に影響を及ぼすおそれがあり非常体制の発令が必要と判断し、原子力防災管理者が非常体制を発令したとき。

別表2－11 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した以下の事象の場合	(解説) 地震、津波その他外的事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
	オンライン統括補佐が警戒事象を必要と認める当該原子炉施設の重大な故障等が発生した場合。	
	その他外的事象による原子力施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

## 伊方発電所における解釈

<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合>  
原子力規制委員会委員長又は委員長代行の判断による。

別表2－11 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 5 5	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(解説) 放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出するおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 5 5	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。

## 伊方発電所における解釈

### <防護措置の準備および一部実施が必要な事象>

破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすおそれがある事象が発生し、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

### <住民の避難を開始する必要がある事象発生>

破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

別表 2-1-2 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 (1/2)

要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機
原子炉停止機能	制御棒制御系	1, 2, 3 号機 : MG セット室 2, 3 号機 : C R D M-C S 室 3 号機 : MG セット制御盤室	GE11	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	原子炉保護系	1, 2, 3 号機 : 計装盤室	GE11	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	原子炉制御系	1, 2, 3 号機 : 計装盤室	GE11	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
非常用炉心冷却機能	高圧注入ポンプ	1, 2, 3 号機 : 高圧注入ポンプ室	SE21, GE21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	余熱除去ポンプ	1, 2, 3 号機 : 余熱除去ポンプ室	SE21, GE21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	蓄圧タンク	1, 2, 3 号機 : 原子炉格納容器	SE21, GE21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ (格納容器スプレイ冷却器含む)	1, 2, 3 号機 : 格納容器スプレイ室	SE41, GE41	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		1 号機 : 余熱除去冷却器・格納容器スプレイ冷却器室 2, 3 号機 : 格納容器スプレイ冷却器室				
2 次系除熱機能	電動補助給水ポンプ	1, 2, 3 号機 : 電動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	タービン動補助給水ポンプ	1, 2, 3 号機 : タービン動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
停止時除熱機能	余熱除去ポンプ (余熱除去冷却器含む)	1, 2, 3 号機 : 余熱除去ポンプ室	AL29, SE29, GE29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		1 号機 : 余熱除去冷却器・格納容器スプレイ冷却器室 2, 3 号機 : 余熱除去冷却器室	AL29, SE29, GE29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
停止時炉心補給機能	充てんポンプ	1, 2, 3 号機 : 充てんポンプ室	GE29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	燃料取替用水タンク	1, 2 号機 : 屋外 32 m 3 号機 : 燃料取替用水タンク室	SE29, GE29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

別表 2-1-2 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表（2／2）

要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機
交流電源機能	非常用ディーゼル発電機	1, 2, 3 号機：非常用ディーゼル発電機室	AL25(26), SE25(26), GE25(26) A27, GE27	○	○	○
	空冷式非常用発電装置	1, 2, 3 号機：屋外 3 2 m	AL25(26), SE25(26), GE25(26) A27, GE27	○	○	○
	変圧器 所内変圧器	1, 2, 3 号機：変圧器エリア	AL25(26), SE25(26), GE25(26) A27, GE27	○	○	○
	起動変圧器	1, 2 号機：変圧器エリア	AL25(26), SE25(26), GE25(26) A27, GE27	○	○	—
	予備変圧器	1, 2, 3 号機：変圧器エリア	AL25(26), SE25(26), GE25(26) A27, GE27	○	○	○
直流電源機能 (充電器)	非常用交流母線	1, 2, 3 号機：安全補機開閉器室	AL25(26), SE25(26), GE25(26) A27, GE27	○	○	○
	直流電源装置	1, 2, 3 号機：直流電源室	SE27, GE27	○	○	○
直流電源機能 (蓄電池)	蓄電池	1, 2, 3 号機：蓄電池室	SE27, GE27	○	○	○
使用済燃料冷却機能	使用済燃料ピットポンプ	1 号機：使用済燃料ピットポンプエリア 2, 3 号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	○	○	○
	使用済燃料ピット冷却器	1 号機：使用済燃料ピットポンプエリア 2, 3 号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	○	○	○
	使用済燃料ピット	1, 2, 3 号機：使用済燃料ピットエリア	AL30, SE30, GE30	○	○	○
中央制御機能	中央制御室 V D U	1, 2 号機：1, 2 号中央制御室	AL51, SE51, GE51	○	○	—
	中央制御室 L D P	1, 2 号機：1, 2 号中央制御室	AL51, SE51, GE51	○	○	—
	中央制御室 主盤	3 号機：3 号中央制御室	AL51, SE51, GE51	—	—	○
	中央制御室 原子炉補助盤	3 号機：3 号中央制御室	AL51, SE51, GE51	—	—	○

別表4-1 緊急事態応急対策活動における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

※1：災害対策要員を含む。

## ※2：モニタ車に搭載

別表 4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（1／2）

「防災業務計画命令」第2条第3項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	伊方サービス株式会社伊方事業所
主たる事務所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
業務の範囲および実施方法	環境モニタリングおよび緊急時対策活動の現場での復旧作業の補助であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業 務 の 範 囲	実 施 方 法
環境モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線量率測定</li> <li>・積算線量測定</li> <li>・空気中放射性物質濃度測定</li> <li>・環境試料の採取および測定</li> </ul>
緊急時対策活動の現場での復旧作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車および電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧活動</li> <li>・水源の確保および送水における消防自動車等の操作</li> <li>・瓦礫等の障害物の撤去</li> </ul>

別表 4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（2／2）

「防災業務計画命令」第2条第3項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	四国計測工業株式会社伊方事業所
主たる事務所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
業務の範囲および実施方法	環境モニタリングの補助であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実 施 方 法
環境モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線量率測定</li> <li>・積算線量測定</li> <li>・空気中放射性物質濃度測定</li> <li>・環境試料の採取および測定</li> </ul>

法人の名称	四電エンジニアリング株式会社伊方支社
主たる事務所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
業務の範囲および実施方法	緊急時対策活動の現場での復旧作業の補助であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実 施 方 法
緊急時対策活動の現場での復旧作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替設備等を使用した配管接続活動</li> </ul>

別表 5－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等 <sup>※1</sup> の派遣	原子力防災資機材および資料等の貸与		備 考
広報活動に関する事項	報道班	2名			
	技術支援班	4名			
	情報連絡班	2名			
	その他要員	7名			
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	技術支援班 (伊方サービス <sup>※3</sup> および四国計測 <sup>※4</sup> を含む)	17名	シンチレーションサーベイメータ	16台	※2 : モニタ車に搭載  ※3 : 別表4-1の注釈を参照 ※4 : 別表4-1の注釈を参照
			電離箱サーベイメータ	16台	
			中性子線測定用サーベイメータ	2台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	16台	
			汚染密度測定用(α用)サーベイメータ	1台	
			蛍光ガラス線量計素子	70個	
			ガラスバッジ	120個	
			ダストサンプラー(ヨウ素用と兼用)	7台	
			車載用ヨウ素・ダストモニタ <sup>※2</sup>	1台	
			モニタ車(普通車両を含む。)	5台	

※1 : 災害対策要員を含む。

別表 6－1 他の原子力事業者への原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

項目	協力要員派遣人数・ 資機材貸与準備数	備考
協力要員（人）	15	
GM汚染サーベイメーター（台）	18	
N a I シンチレーションサーベイメーター（台）	1	
電離箱サーベイメーター（台）	1	
ダストサンプラー（台）	3	
個人線量計（ポケット線量計）（個）	50	
高線量対応防護服（着）	10	
全面マスク（個）	50	
タイベックスーツ（着）	1, 500	
ゴム手袋（双）	3, 000	
遮へい材（枚）	100	
放射能測定用車両（台）	1	
ホールボディカウンタ	1	
G e 半導体試料放射能測定装置	1	
可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載

1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
2. 準備数量については、全て程度とする。
3. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
4. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

(参考) 更なる防災体制の整備計画

1. 本店非常災害対策室

(1) 本店非常災害対策室に配備されている下記の設備を整備し、国の統合原子力防災ネットワークへ接続する。

a. S P D S

(整備完了予定)

原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして、国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度下期中に整備完了予定

以 上

# 樣 式 集

## 様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	6
様式 7	非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式	7
様式 8	プラント状況等の報告（非常準備体制発令中）	8
様式 9	特定事象発生通報（第1報）（原子炉施設）	12
様式 10	特定事象発生通報（第1報）（事業所外運搬）	13
様式 11	異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）	14
様式 12	異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）	19
様式 13	原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式	22



## 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
業務の種別	防災要員の職制	他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医 療 に 関 す る 措 置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 様式 3

## 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　月　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力  
災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び 場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
区分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 放射線測定設備現況届出書

年　月　日										
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿										
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>										
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者　　所属　　電話　　)										
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 50%;">四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td style="border-top: none;">設置数 式</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;">設置場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td style="border-top: none;">設置者</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;">設置場所</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;">検出される数値の把握方法</td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式	設置場所	原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	設置場所	検出される数値の把握方法
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3									
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式									
	設置場所									
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者									
	設置場所									
	検出される数値の把握方法									

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付き防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	排気筒モニタリング 設備その他の固定式 測定器	台
	G <sub>e</sub> 式多重波高分析装置 (廃棄物処理設備排水モニタ)	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連 機器	台
	サンプラ 測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素 測定関連機器	台
	サンプラ 測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台
	その他 エリアモニタリング設備 モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染用具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 防災訓練実施結果報告書

		年	月	日
原子力規制委員会 殿				
報告者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span> (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )				
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2 第1項の規定に基づき報告します。				
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3			
防災訓練実施年月日	年	月	日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要				
防災訓練の項目				
防災訓練の内容				
防災訓練の結果の概要				
今後の原子力災害対策に向けた改善点				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式

## 警戒事象※発生通報（第1報）

年　月　日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
通報者名 連絡先	
警戒事象の発生について、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
警戒事象の発生箇所	伊方発電所 号機
警戒事象の発生時刻	年　月　日　時　分（24時間表示）
発生した異常事象の概要	警戒事象の種類  敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 全交流電源喪失のおそれ(3号機) (AL25) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42) 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 外的事象（自然災害）の発生（大地震の発生・大津波警報発令・その他） 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (わざり統括補佐が警戒事態と認める事象・その他外的事象の発生のおそれ)
	想定される原因  故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他 ( )
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態  発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S 系 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り ( cps → cps ) モニタリングステーション／ポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： nGy/h → nGy/h, No. ） その他
その他警戒事象の把握に参考となる情報	_____

※ 警戒事象とは特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等を指す。（「原子力災害対策指針」、「愛媛県地域防災計画」及び「山口県地域防災計画」で定義）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## プラント状況等の報告（非常準備体制発令中）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

年 月 日 (第  
[連絡時刻] 時 分) 報

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

報告者名  
連絡先

警戒事象の発生について、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づく通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：四国電力株式会社 (事業区分：原子炉設置者) 場所：愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3			
警戒事象の発生箇所		伊方発電所 号機			
警戒事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24時間表示)			
発生した警戒事象の概要	警戒事象の種類				
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定		<input type="checkbox"/> 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照			
その他警戒事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：			
	気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候： ・風向：方位 ・風速：m/s ・大気安定度：			
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：			
	応急措置				

## 1. 原子炉の状態

項目	確認時刻(日 時 分)
警戒事象発生時の出力	%
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外(放出現場名)	放出現場名: (地上高 m) <input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止

## 2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻(日 時 分)
1次冷却系圧力及び圧力の変化	(MPa[gage]) 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度(ホットレグ)	°C
加圧器水位	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高压系	作動・未作動
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低压系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
格納容器圧力	(MPa[gage])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

## 【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

## 1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻（日 時 分）
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス (Bq/cm <sup>3</sup> ) ヨウ素 (Bq/cm <sup>3</sup> ) 総量 (Bq/cm <sup>3</sup> )	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出(予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間(h)	

## 2. 予測線量

種類	評価時刻（日 時 分）			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。

## 様式8（4／4）

## 【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

## 3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻（日 時 分）				
排気筒モニタ					
格納容器排気筒モニタ	排気筒名：				cps
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名：				cps

固定式モニタリング設備地点						
$\gamma$ 線空間線量率	設備地点名	モニタリングステーション	モニタリングポート No. 1	モニタリングポート No. 2	モニタリングポート No. 3	モニタリングポート No. 4
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h

可動地点						
$\gamma$ 線空間線量率	設備地点名					
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
中性子線空間線量率	設備地点名					
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
ヨウ素濃度	設備地点名					
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
その他測定項目	設備地点名					
項目	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

## 特定事象発生通報（第 1 報）

(原子炉施設)

		年   月   日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条 通 報		通報者名 連絡先
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3 番耕地 40 の 3
特定事象の発生箇所		伊方発電所 号機
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01) 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03) 火災・爆発等による放射性物質の放出(SE05) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動(SE21) 蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 全交流電源の 5 分以上喪失(1, 2 号機) (SE26) 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29) 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43) 所内外通信連絡機能の全て喪失(SE52) 特定事象にかかる緊急事態事象の発生(SE54) (種類 防護措置準備および一部実施が必要な事象発生(SE55)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他 ( )
		原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S 系 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り ( cps → cps ) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値 : nGy/h → nGy/h, No. ) その他
その他特定事象の把握に参考となる情報		_____

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

## 特定事象発生通報（第 1 報）

(事業所外運搬)

		年　月　日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条 通 報		通報者名 連絡先
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3 番耕地 40 の 3
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分 (24 時間表示)
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類	事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質漏えい 事業所外運搬での特定事象にかかる原子力緊急事象の発生 (事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい)
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、 その他 ( )
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
	その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 11 (1/5)  
(原子炉施設)

異常事態連絡様式（第2報以降）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

		年　月　日 (第　報) [連絡時刻　時　分]
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
通報者名 連絡先		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		名称：四国電力株式会社（事業区分：原子炉設置者） 場所：愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
特定事象の発生箇所		伊方発電所 号機
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (□する, □しない)
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙1、別紙2を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候： ・風向：方位 ・風速：m/s ・大気安定度：
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	応急措置	別紙3を参照

## 1. 原子炉の状態

項目	確認時刻 (日 時 分)
特定事象発生時の出力	%
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出, <input checked="" type="checkbox"/> 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名 : (地上高 m) <input type="checkbox"/> 放出, <input checked="" type="checkbox"/> 停止

## 2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却系圧力及び圧力の変化	(MPa[gage]) 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ)	°C
加圧器水位	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	(MPa[gage])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

## 【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

## 1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻(日 時 分)
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス (Bq/cm <sup>3</sup> ) ヨウ素 (Bq/cm <sup>3</sup> ) 総量 (Bq/cm <sup>3</sup> )	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出(予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間(h)	

## 2. 予測線量

種類	評価時刻(日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。

## 様式 1-1 (4/5)

## 【別紙 2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

## 3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注 2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻 ( 日 時 分 )				
排気筒モニタ					
格納容器排気筒モニタ	排気筒名 :				cps
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名 :				cps

固定式モニタリング設備地点						
$\gamma$ 線空間線量率	設備地点名	モニタリングステーション	モニタリングポート No. 1	モニタリングポート No. 2	モニタリングポート No. 3	モニタリングポート No. 4
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h

可動地点						
$\gamma$ 線空間線量率	設備地点名					
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
中性子線空間線量率	設備地点名					
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
	時 分	$\mu$ Sv/h				
ヨウ素濃度	設備地点名					
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>				
その他測定項目	設備地点名					
項目	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

第 25 条 報 告

1. 応急措置の実施内容

日 時	主 要 經 緯

2. その他の事項

---

---

---

---

---

## 異常事態連絡様式（第2報以降）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式 12 (2/3)  
【別紙1：輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻(日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻(日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

第25条 報告

1. 応急措置の実施内容

日 時	主 要 經 緯

2. その他の事項

---

---

---

---

---

## 原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

※事業所外運搬中事故の場合、連絡先に国土交通大臣を含む。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、(国土交通大臣)、都道府県知事、市町村長 殿

## 第15条 報告

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。

発信日時	年月日時分	発信者	
受信日時	年月日時分	受信者	

1. 事故件名：伊方発電所 号機 について  
 2. 事故発生場所：伊方発電所 号機  
 3. 事故発生日時： 年 月 日 時 分  
 4. 事故の種類：敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01)・  
     通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02)・  
     通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03)・  
     火災、爆発による異常な放射線量の検出(GE04)・  
     火災、爆発による放射性物質の異常放出(GE05)・原子炉外での臨界事故(GE06)・  
     原子炉停止の失敗または停止確認不能(GE11)・  
     原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21)・  
     蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能(GE24)・  
     全交流電源の1時間以上喪失(3号機)(GE25)・  
     全交流電源の30分以上喪失(1,2号機)(GE26)・全直流電源の5分以上喪失(GE27)・  
     炉心損傷の検出(GE28)・停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)・  
     使用済燃料貯蔵槽冷却喪失、放射線放出(GE30)・格納容器圧力の異常上昇(GE41)・  
     2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性(GE42)・  
     原子炉制御室の機能喪失・警報喪失(GE51)・  
     住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)・  
     事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい  
 5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等

	モニタリングポスト指示値	中性子線量率	空間線量当量率
敷地周辺の線量	MP1 $\mu\text{Gy/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	MP2 $\mu\text{Gy/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	MP3 $\mu\text{Gy/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	MP4 $\mu\text{Gy/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
気象状態	風向(排気筒高さ)		
	風向(10m)		
	風速(排気筒高さ)		
	風速(10m)		
	大気安定度		

6. プラント状況等：

7. その他の事項：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。